



Title	大阪公衆衛生 第6号 (第2回公衆衛生大阪大会特集号)
Author(s)	
Citation	大阪公衆衛生. 1960, 6, p. 5-60
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84704
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪公衆衛生

OSAKA PUBLIC HEALTH REPORTS

第2回公衆衛生大阪大会特集号



あいさつ.....	5
祝 辞.....	6
議長報告.....	10
分科会報告.....	10
大会決議.....	16
大会宣言.....	20

分科会記録

第1分科会 食品衛生.....	21
第2分科会 環境衛生の諸問題.....	27
第3分科会 保健所の整備拡充について.....	34
第4分科会 学校保健.....	39
第5分科会 母子衛生と家族計画.....	41
第6分科会 成人病.....	47
第7分科会 結核予防.....	50
第8分科会 精神衛生.....	53
第9分科会 地区組織における諸問題について.....	57

NO.6

1960.3

大阪公衆衛生協会

目 次

1. あいさつ	大阪公衆衛生協会長	今村 荒男	5
2. 祝 辞	大阪府知事	左藤 義詮	6
ク	大阪市長	中井 光次	7
祝 電	厚生省公衆衛生局長	尾村 偉久	8
3. 議長報告			9
4. 分科会報告			
第1分科会	食品衛生		10
第2分科会	環境衛生		10
第3分科会	保健所の整備拡充について		11
第4分科会	学校保健		11
第5分科会	母子衛生と家族計画		12
第6分科会	成人病		12
第7分科会	結核予防		13
第8分科会	精神衛生		14
第9分科会	地区衛生組織		15
5. 大会決議			16
6. 大会宣言			20
7. 分科会記録			
第1分科会	食品衛生の諸問題について		
	第一部 仕出し弁当について		21
	第二部 お菓子の衛生		24
第2分科会	環境衛生の諸問題		
	1. そ族昆虫駆除問題		27
	2. 塵埃し尿問題		31
	3. 上水道問題		31
	4. 公害問題		32
	5. 監視員制度について		33

目 次

第 3 分 科 会	保健所の整備拡充について	
	1. 保健所の整備拡充について	34
	2. 保健所の施設拡充について	35
	3. 保健所職員の確保について	35
	4. サービスの改善強化について	36
	5. 自 由 討 論	37
第 4 分 科 会	学 校 保 健	
	1. 学 校 給 食	39
	2. 学校環境衛生	39
	3. 学校医等の活動	39
	4. 安 全 教 育	40
第 5 分 科 会	母子衛生と家族計画	
	第一部 母 子 衛 生	41
	第二部 家 族 計 画	44
第 6 分 科 会	成 人 病	47
第 7 分 科 会	結 核 予 防	50
第 8 分 科 会	精 神 衛 生	53
第 9 分 科 会	地区組織活動における諸問題について	57

公衆衛生大阪大会

プログラム

と き 昭和34年 9月30日 (水) 午後1時

と ころ 大 手 前 会 館

(第 一 部)

開会之辞

大阪府衛生部長 古 野 秀 雄

協会長挨拶

大阪公衆衛生協会 長 今 村 荒 男

表 彰

個人

朽 木 秀 次 飲食営業 松 塚 慎 蔵 飲食営業

小 柴 千 寿 代 衛 婦 会 長 戸 谷 宣 道 地方公務員

梅 田 義 明 理 容 師 霜 野 良 平 医 師

団体

大阪市城東区赤十字奉仕団 大阪市港区公衆衛生協会

大阪市南区桃谷地区衛生実践会 大阪市福島区医師会

大阪市旭区高殿地区実践委員会 大阪府南河内郡千早赤坂村

吹 田 市 医 師 会 河 内 長 野 市 医 師 会

来賓祝辞

協 議

(イ) 議長選任

(ロ) 分科会報告

第1分科会 食 品 衛 生 第6分科会 成 人 病

第2分科会 環 境 衛 生 第7分科会 結 核 予 防

第3分科会 保 健 所 第8分科会 精 神 衛 生

第4分科会 学 校 保 健 第9分科会 地 区 組 織

第5分科会 母 子 衛 生 と 家 族 計 画

(ハ) 決 議

大会宣言

閉会之辞

大阪市衛生局長 広 島 英 夫

(第 二 部)

衛生文化映画 「たくましき母親たち」 午後4時終了予定

主 催 大阪公衆衛生協会 後 援 大阪府・大阪 市

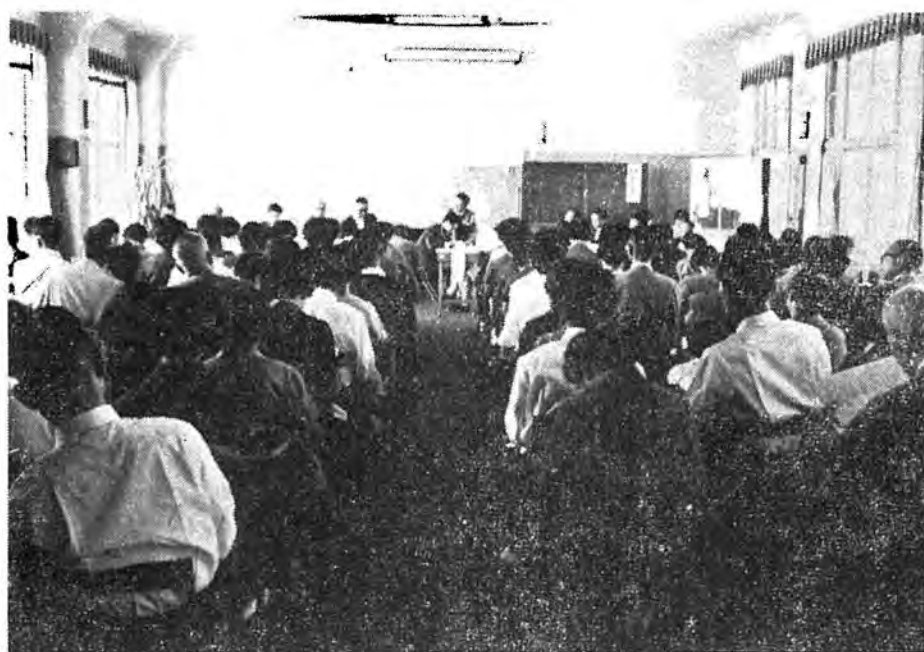
協 賛 団 体 (順序不同)

大阪府市長会・大阪府医師会・大阪府・市獣医師会・大阪府衛生婦人奉仕会・大阪市社会福祉協議会・大阪市赤十字奉仕団・大阪榮達七会・大阪精神衛生協議会・日本食品衛生協会大阪府支部・大阪簡易水道協会・母子愛育会大阪支部・大阪府・市受胎調節実地指導員協会・朝日新聞大阪厚生文化事業団・産業経済新聞・大阪新聞厚生事業団・大阪府町村長会・大阪府歯科医師会・大阪府薬剤師協会・大阪社会福祉協議会・大阪市婦人団体協議会・大阪看護連合会・結核予防会大阪支部・大阪公衆衛生協力会連合会・大阪府環境衛生同業組合連絡協議会・大阪府防疫協会・大阪口唇衛生協会・大阪府・市学校保健会・毎日新聞大阪社会事業団・日本生命済生会

(開会並びに閉会の辞の主文は省略しました)



大会風景



分科会風景

あいさつ

大阪公衆衛生協会長 今村 荒 男

本日ここに大阪府、大阪市後援のもとに第2回公衆衛生大阪大会を開催いたしましたところ多数ご来賓のご臨席を賜わり、さらに関係者各位多数のご参会をいただきかくも盛大に挙行できますことは、まことに感謝に堪えない次第でありまして厚く御礼申し上げます。

また大阪の公衆衛生事業の発展に功勞のありました方々に感謝の意を表する機会を得ますことも主催者として喜びに堪えないところであります。

昨年の第1回大会も非常に有意義にまた成功裡に開催されましたが、これも皆様方のご協力、ご援助のたまものと存ずる次第であります。

わが国の公衆衛生も年々その体系は整備され、着々と成果を挙げてきてはおりますが、いまだその内容は不十分な点が多く、予算も極めて貧弱でありまして、今後公衆衛生を、われわれのものとして確立するためには、行政機関はもとよりすべての公衆衛生関係者、さらに広く一般大衆が相提携して、公衆衛生事業の推進を図らねばならないのであります。

以上の趣旨に基づきまして本日、大阪の公衆衛生の各分野におきます関係者のすべてが一堂に会し、それぞれの分野について研究討議して公衆衛生の普及、向上を図るとともに関係者相互の連絡をいよいよ密ならしめ、さらにこの事業にたずさわるものの士気を高めもって大阪の公衆衛生の進展を図り、ひいてはわが国の公衆衛生の発展に寄与せんことを企願するものであります。

本大会は、日本公衆衛生協会主催の全国大会に通ずる地方大会の性格をもっているものでありまして、本日の大会における決議は大阪の声として来たる10月15日新潟において開催されます第3回全国公衆衛生大会に提案いたしますとともに、関係要路にも強く要請いたしたいと存じております。

本日表彰を本会より行いますが晴れの栄を荷われます皆様に対しましては、心からの喜びを申し上げますとともに、そのご努力に対しまして深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

何卒今後とも大阪の公衆衛生事業のため格段のご支援とご協力をお願いいたすものであります。終りに臨み、平素大阪の公衆衛生事業にご尽力されております関係諸団体並びに関係の皆様方のご労苦とご努力に感謝申し上げますとともに、今後ともますます一致協力し、もって大阪の公衆衛生の向上を図り明かるく住みよい郷土大阪の建設を期してまいりたい所存でございます。

以上はなほだ簡単でございますが一言申し述べましてごあいさつといたします。

昭和34年 9 月 30 日

祝 辞

大阪府知事 左 藤 義 詮

本日茲に第2回公衆衛生大阪大会が挙行せられるに当りまして、日夜公衆衛生の普及向上に努力下さる皆様方にお祝いを申し上げる機会を得ましたことは、誠に欣快に存じます。

わが国現下の公衆衛生事情を觀まするに皆様方の叡智と熱意によりまして各種伝染病の激減、死亡率の減少、平均寿命の延長など誠に慶賀すべき成果を収めているのでありまして衷心より敬意を表するものであります。

しかしながら一方では公害問題やし尿処理問題、成人病あるいは青少年の精神衛生など難問題が山積してこれらの諸問題の解決は焦眉の急を要する重要な課題でありまして、大会におきましては、これら諸問題につき9つの各分野において討議が重ねられたと承っておりますが、本日この大会におきまして更に分科会の結果を協議、検討されますことは、本大会を一層意義深いものにし、健康で文化的な国民生活の建設に寄与する処極めて大であると存じます。

大阪府におきましても、皆様のご協力を得まして昭和31年以来成人病の実態調査を実施し、昨年本府における成人病諸施策の中核施設として全国に率先して成人病センターの建設に踏みきり、建設費5億4千万円をもって高血圧、心臓病など循環器部門を主とする第一期工事を終え去る9月15日の老人の日を期し、目度く開所式を挙行了次第であります。

ご承知の通り前述のセンターにはわが国初めてのリサーチ・レコーダー（万能循環器検査装置）、オテルカカメラ、精密肺機能測定装置など優秀な医療器械を設置いたしますと共に各種X線装置、心電計、脳波測定機、眼底撮影機などの最新鋭機も多数設備いたしまして、日本唯一の成人病センターとして業務を開始したのであります。

現在第一期に引つづき第二期工事として、がん部門建設の準備を進めております。

また成人病センターの隣接地において建設中の衛生研究所は、近時なにかと問題となっております放射能、公害問題、水質汚染あるいはインフルエンザ、小児まひ、日本脳炎などのウイルス性疾患に対する研究とこれらに関連して各種の検査が強要されておりますので既にセンターの建設工事と併行して府立衛生研究所の改築に着手し来る11月竣工を期して着々整備拡充を推進しておりますが、これらを効果的に使用して頂くには関係機関はもちろん一般府民の方々の理解と協力にまたねばならないのでありまして、特に公衆衛生の分野でご活動を賜っております皆様方のご援助、ご指導をお願いする次第であります。

どうか皆様方におかれましては、この大会において種々ご検討された成果に基づき、この上とも公衆衛生向上の推進力として、よろしくご尽力下さるようお願い申し上げます。

また本日の大会におきまして多年公衆衛生の向上に献身的な努力をつづけられ、その輝かしきご功績により表彰の栄を受けられる皆様方に対し心からお祝い申し上げまして私のお祝いのごあいさつといたします。

昭和34年9月30日

祝 辞

大 阪 市 長 中 井 光 次

本日、第2回公衆衛生大阪大会が開催されるに当たりまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

ご承知のとおり、大阪市もほぼ戦前に等しい状況にまで立ち直りましたが、衣食、住ともになお充分とは申し上げられないのでありまして、私どもと致しましても、日夜これが実現にいろいろと施策をねり文化都市の名にはじない健康で住みよい、明かるい大阪の建設を念願とし努力致している次第であります。

しかし衛生を基盤とした都市の建設には、なんと申しましても、各自の公衆衛生思想の向上はもとより共同実践運動等、自然にもり上る皆さんの力にまたなければならぬのであります。

ここ数日にわたり各界の皆さんが、各分野について、研究発表ならびに討議を行なわれ、本日ここに公衆衛生大阪大会を開催されるに至りましたことは、市民生活の確立に寄与するところ非常に大なるものと存じ、まことによろこばしい次第であります。

今後とも、ますます研鑽努力をつづけられ公衆衛生の向上のため、ご貢献下さることを、切にお願い申し上げます。

なお、この機会をおかりしまして、公衆衛生の普及向上のために皆さんの平素のご協力に感謝の意を表するとともに、従来におとらぬお力添えを賜わるようお願い申し上げます。

おわりに、本日晴れの表彰を受けられた方々のご功勞に対し敬意と感謝のことばを申し、あわせてその榮譽をおたえ致しますとともに皆さんのご健康をお祈りして私のお祝いのことばといたします。

昭和34年 9 月 30 日

祝電

厚生省公衆衛生長 尾村 偉久

ダイニカイ コウシウエイセイ

オオサカタイカイノ

ゴセイカイヲシクシ コンゴ

イツソウノゴカツヤク

ゴハツテンヲ イノル

議 長 報 告

議 長 団	議 長	今 村 荒 男	副 議 長	額 額 竹 雄
		梶 原 三 郎		宮 村 外 雄

第1回公衆衛生大阪大会決議の処置等についてご報告いたします。

昨年第1回公衆衛生大阪大会を開催いたしまして、大阪の公衆衛生に対する世論の結集とも申すべき皆様の総意でご決議を戴きました諸案件につきましては10月17日に福岡県において開催せられました全国大会に付議すべく皆様を代表して、大阪府公衆衛生協力会連合会土井畑常務理事、大阪府衛生婦人奉仕会相談役田中尚子さん、豊中市の赤池衛生課長の3氏にそれぞれご提案して戴き、いずれも採たくされましたので、全国大会の名において中央関係要路に強く要望されたのと、昨年のお阪大会後に全国知事会より国及び国会に対して要請された厚生行政施策の中の殆んどが第1回の本大会において採り上げられた案件であったことは皆様の総意が如何に真相を把握された要請であったかを伺い知るに充分であったと感銘を深めた次第であります。

一方大阪大会の決議は、大阪公衆衛生協会としても、独自の立場で中央関係機関並びに府、市当局にも、その具体的施策を早急に実施するよう強く要請したのでありますが、現在までのところ、いかなながら全面的にはわれわれの要望が取り入れられておらない現状であります。

しかしながら国、地方公共団体におきましては、われわれの公衆衛生に示している熱情や意見要望に応えるため、その施策の一たんにおいて伺いしることができるものもあります。

すなわち地区衛生組織の法制化については、未だ実施を見ないのでありますが、本年度の国の予算において2,800万円を計上し、本年5月設置された、保健福祉地区組織育成中央協議会において地区組織の育成のための事業が目下実施に移されつつあります。

また、結核医療費の問題につきましては、医療基準等の一部改正により、従来の化学療法の枠が広められ、使用制限が大巾に緩和されるなどがあります。

その他保健所の整備拡充の問題につきましては、予算額において1億円余の増加に止まったのでありますが、目下国においては保健所のタイプを地域の実情に即応した保健所とするために定員の再配分を計画中と聞き及んでおります。

府、市におきましても衛生行政を強力に推進するために一部機構を改善すると共に、各種衛生施設の整備拡充など保健衛生予算の増額と、これが確保につとめた後が見られるのであります。

また、昨年の大会を契機として関係諸団体が相互の連絡を従来より一層緊密なものとするために、常々努力して戴いておりますことなどは誠に喜ばしい次第であります。しかしながら冒頭に申し述べましたとおり未解決の問題が山積しておりますので、われわれの要望が完全実施されるまでさらに一段と声を大にして本日の大会におきましても皆様と共に当局にその具現化を強く要請して参りたいと思います。

以上簡単であります経過のご報告を申し上げ、今後のご協力をお願いする次第であります。

分 科 会 報 告

第 1 分 科 会

食 品 衛 生

座長 京都大学教授 庄 司 光

食品衛生として問題に挙げられたのは、折詰、仕出し弁当、児童の菓子等であるが、食中毒の $\frac{1}{3}$ が折詰、仕出し弁当から生じているので、とくにこの面の衛生管理が第 1 分科会の議題の中心となった。折詰による中毒は、調理後時間をおいた場合、業者の製造能力を超えた数量を注文された場合に起こりやすく、業者の側の監督が不十分と思われる。また消費者も少しの注意で大事をくいとめることができることに留意してほしい。対策としては、業者の自主的な管理機構を確立し、官庁は、その自主的管理を助成促進するために努力することに要約された。

スローガン

1. 食品業者は、早急に自主的管理を確立せよ
2. 官庁は、自主的管理の確立を助長育成せよ

第 2 分 科 会

環 境 衛 生

座長 京都大学教授 庄 司 光

議題としてとりあげられたのは、そ族昆虫の駆除、塵芥、し尿の処理、煤煙、騒音等公害の除去、上水道の整備の 4 点で、各案件について、そ族、昆虫等有害動物の駆除については、環境衛生設備の拡充に対する国庫補助の復活、とくに保健所活動、施設の充実、塵芥、し尿処理に対して処理設備、下水道の充実、水洗式便所の奨励等国庫補助対象の拡大と補助の増加が望まれ、公害について公害防止の予防法律制定を推進し、監視員制度を確立、上水道の整備に関しては、水道水源の確保が強く要望された。

スローガン

1. 環境衛生施設の整備拡充
2. 水道水源の確保促進

保健所の整備拡充について

座長 大阪市立大学教授 滝 内 秋 治

保健所の重要な機能を十分に活動させるために考慮が払われたが、①総括的整備②設備拡充③職員確保④サービスの改善強化の 4 件に議題を集約して討論がなされた。①総括的整備については、市町村の一層の努力が要請され、同時に保健所活動に対する住民への啓蒙が必要とされた。②設備拡充に関しては、保健所の仕事が増加しつつある現状では、それに伴った施設設備の再配置が望まれる。③職員確保の点では、保健所活動の多面化に伴った増員適正な配置が必要であるが、とくに環境衛生監視員、を強化してほしい。④サービス改善についても、職員の増加がサービス強化に通ずるが、その他に保健所設備の利用を容易にできるように考慮を払ってほしい。

スローガン

1. 保健所設備、機構の整備拡充

学 校 保 健

座長 大阪市立集英小学校長 杉 田 貞 三

学校保健の問題は、数多くあるが、①給食の問題②環境衛生の問題③学校医の活動④安全教育の 4 点にしばられた。

①学校給食 現行給食法改善、施設の近代化公費負担の増額を強く要望する。
②環境衛生 児童の身心の保健、育成にふさわしい環境衛生を確保したい。このための調査要員の配置と調査器具の確保が望まれる。
③学校医 医師会と校医の連絡を緊密にすること。歯科衛生を確保するため、学校歯科医の充実、結核要注意児童の対策を確立すること、校医報酬の増額、これらの点が考慮されるべきである。
④安全教育 理科実験の安全を期するための設備拡充。しかし、これらの諸問題にも増して緊急に必要なことは、児童の疾病対策であって、医療費負担を軽減するための学校保険設置及び保健センター設立が声を大にして叫ばれねばならぬ。

スローガン

1. 児童生徒のために保健センターの設立 2. 児童生徒の医療費負担の軽減

第 5 分 科 会

母 子 衛 生 と 家 族 計 画

座長 大阪市立大学教授 高 井 俊 夫

1. 乳児から学令児に至る中間の 2, 3, 4才の幼児は、保健衛生の面から「暗い谷間」に属し、放置されている。この年令の幼児の栄養相談、伝染病予防等の施策は等閑視できない問題である。生活困窮者、ボーダーライン層の母子健康も危機にさらされている。さらに未熟児の問題、乳幼児の事故防止等が考慮された。以上の問題を前提として地方保健衛生機関の連繫強化が要望された。
2. 家族計画の問題点としては、優生保護相談所の実地指導員をふやし、とくに専任の職員、指導員を設置してほしい。

また、バースコントロール器具、薬品の不足も解決してほしい。

スローガン

1. 家族計画特別普及事業の推進
2. 母子健康管理の徹底

第 6 分 科 会

成 人 病

座長 大阪府衛生部長 古 野 秀 雄

本年度第2回大会より成人病の分科会が設けられるようになった。最初の着手として、循環器障害等の成人病よりも早急に対策の必要をせまられている。ガン肉腫等新生物に対して総力を結集したい。地区のガン対策として、ガンに関する啓蒙、集団検診の実施、診断治療組織の有機化の3点に重点をおきたい。その具体策として次の2点を挙げる。①地区医師会は、第一線組織を設置し、第二次組織、中核組織を設けよ。②対ガン協会、病院、成人病センター、医師会等で対ガン活動協議会を組織せよ。

スローガン

1. 対ガン活動の組織化

結 核 予 防

座長 結核予防会常務理事 浅 海 通 太

結核予防分科会は ①検診業務 ②保健所 ③市町村保健予防課 ④市町村、住民協力機構 ⑤傷病貸付資金制度 ⑥労災局 ⑦民生局 ⑧病院 ⑨結核療養所からの現場の諸問題をもちよって検討を加え、今後の方針を協議した。

①集団検診 検診率は上昇しつつあるが、隘路となるのは、レントゲン自動車の不足であって、強い世論となっている。

②住民検診をあつかう保健所でも同様、機動力の不足が切実な問題である。他に集検に伴うPRの不徹底、保健所設備の拡充等が論議された。

③④でも同様の要求が強かった。

その他、住民検診、学校検診、事業所検診の間の連絡不充分、官庁の連絡不備のため、偏跛のない結核予防活動を推進するために欠けるところがあるのでないかが論ぜられた。

⑤の資金制度もPR不足のため利用が少ないが、制度として不備はないか。

⑥⑦においては、結核患者の生活保障、医療費保障、治癒後の復職保障の三点に集中して論ぜられた。すなわち、生活保護法、結核予防法等の統合、公的負担の強化、ボーダーラインにある患者の貧困層への転落防止、復職保障のための雇傭者の啓蒙が緊急な対策を迫られていることが強調された。

⑧病院等医療機関からの問題として、難治性感染源患者が放置され増加しつつあるが、強制入院による強力な対策が必要である。このほか、結核予防法前文に記されている様に、結核治療の必須条件たる安静、栄養、医療、現行法では患者に与えることができない矛盾が指摘された。

⑨療養所からは、精神的・社会的復旧不能療養者の問題及び職場復帰を早めるための作業療法の問題が提出された。

スローガン

1. レントゲン自動車の増設を促進せよ

2. 結核患者の公的扶助の確保

精 神 衛 生

座長 大阪大学教授 金子 仁 郎

成人病分科会と同様、本年度より公衆衛生大会に設けられたが、WHOにおいても精神衛生は重要議題の一つであり、来年度は、精神衛生年となっている。精神病、神経症等のみでなく、現在の社会現象の中に、精神衛生の必要は年々大きくなると思われる。自殺事故、非行等の原因として、むしろとり上げられるのが遅かった。分科会において討議された問題は次のようなものである。

- ①精神病者の医療費一本化 現行法で保護されることのうすい病者に対して、現行法強化、有機化がのぞまれる。
- ②精神薄弱者保護 成人の精薄者が放置されている現状を改善し、精薄者保護法を作れ。
- ③青少年非行防止 家庭の精神衛生がこの面で重視される。
- ④学校精神衛生 教員に精神衛生教育の指導のための指針を設けよ。
- ⑤主婦と家族の精神衛生。
- ⑥精神衛生の啓蒙活動。
- ⑦研究所を設けて精神衛生対策を練れ。

本年度の重点として⑦の研究所設置強化が取り上げられ、科学的資料の入手、整理を計り人的資源を養成し、地方精神衛生活動のセンターたらしめることが結論された。

スローガン

1. 病める心に医療と理解と生活を

地 区 衛 生 組 織

座長 大阪大学助教授 朝 倉 新 太 郎

地区衛生組織のあり方として、地方衛生機関のみならず福祉関係、医療関係の各団体を含めて

1. 各組織の統合、一本化が現段階では必要ではないか。すなわち、実践組織、協議会組織の各特徴を生かした協調が不可欠な段階にあり、中央協議会はこの協調、さらに一本化のイニシアティブをとるべきである。この方向を推進する
2. 財政的裏付けが当然要求されるが、昨年よりの育成協議会を強化するなど、中央、地方議会の保護育成策が望まれる。しかし、財政的援助と引かえに各組織、その統合体の自主的な運営に支障をきたすことのないように、留意して頂きたい。

分科会の決議として、

公衆衛生活動の全面的向上をはかるために、自主的活動を生かし、同時に経済的援助を地方公共団体に義務づける法律の制定が望まれる。

スローガン

1. 地区衛生組織の育成、助長に必要な法制化の促進

3 討 議

西起三郎氏より学校健康保険が永年の要望に拘わらず何らの措置がとられていない。これを即刻実施せよ。との発言あり。

大 会 決 議

わが国の公衆衛生の現状は、まだ幾多の諸問題が残されている公衆衛生の向上発展を期することにより、はじめて健康で明朗な日常生活が営まれるものである。この意味において、国及び地方公共団体が、公衆衛生の各分野において山積する諸問題について、早急かつ積極的な抜本施策が望まれ。．ここにおいて、わが大阪の公衆衛生に対する与論の結集として次の事項について要望する。

1 食品衛生の自主的管理の確立

食品衛生の重要性については、一般によく認識されているところであるが、年々食中毒は増加の一途をたどりつつあり、これが防止には、監視の強化とともに食品業者自身が食品衛生の重要性を再認識し、組合、団体を通じ自主管理の制度を確立し、官民一体となって防止に努力すべき段階にあると考える。したがって次の事項を要望する。

1. 食品業者は早急に自主的管理を確立せよ
2. 官庁は業者の自主的管理を助長育成せよ

2 環境衛生施策の強化

生活環境の整備改善は、健康で明朗な日常生活の源泉であり、この改善向上は、地区衛生組織の活動に負うところ大である。しかしながら、環境衛生の根本的施策として、次の5項目について、国及び地方公共団体に対し強く要請するものである。

- 1, 清掃施設に対する国庫補助対象の拡大と補助及び起債の確保増額
- 2, 衛生有害動物の発生源対策として、施設整備に対する国庫補助の復活
- 3, 水道用水確保のための公団設置促進
- 4, 公害防止に関する法律の制定
- 5, 監視員制度の確立

3 保健所設備機構の整備拡充

保健所は、公衆衛生の第一線機関として国民の公衆衛生意識の高揚とともに、地区衛生組織活動を中心として著しい成果を収めてきたのに拘らず、その設備においても、一般的に極めて不十分であり、保健所職員特に技術職員の不足が甚だしく、広汎多岐にわたる公衆衛生

業務を消化する上において、著しく阻害せられ、関係職員の努力に拘らず住民の要望に副いえない現状にある。従って、これが対策として、保健所の人的組織の増強を積極的に推進する必要があり、その一方法として国立公衆衛生大学の新設を実現せられたく、また、時代の進展に即応した保健所の施設、設備の充実、強化について政府はもとより、設置主体である府県、政令市においても一段と強力な施策を推進せられんことを強く要望する。

4 学校保健の充実強化

児童生徒の健康増進については、各方面から強く望まれているにもかかわらず、各学校における施設、技術の現況はいまだ充分とはいえない。また、国民皆保険がさげばれている今日、児童生徒の健康管理に万全を期し、併せて学校保健法の円滑な運営のために次のことを要請する。

- 1、学校保健センターの設立
- 2、児童生徒の健康保険制度の制定

5 地区母子衛生活動における各種組織機関の連繋強化

母子に対する健康管理の普及、徹底をはかるためには、母子衛生活動に対する国及び地方公共団体がより一層予算措置の増強に努めることが先決であるのはいうまでもないが、とくに全地域において地区衛生組織の育成、確立、強化をはかるとともに、保健所、市町村、医師会、歯科医師会、助産婦会、地区衛生組織など母子衛生活動に関与する各種組織機関が有機的な連繋協力のもとに具体的計画の立案並びに実施を積極的に推進することを要望する。

6 優生保護相談所に専任職員並びに指導員の設置

家族計画普及事業の推進、なかんずく生活困窮者に対する本事業の指導、普及は受胎調節実地指導員の献身的な努力によって今日の成果を挙げることができたのである。わが国の現状よりみても、本事業はますます継続発展してゆかねばならぬものであり、そのためには、本事業に対する十分な予算措置が必要であることはいうまでもないが、家族計画普及事業推進のためには、優生保護相談所に現在の如き他事業と兼任の担当職員ではなく、本事業専任の職員並びに指導員の設置を要望する。

7 対ガン活動の組織化

ガンによる死亡は、年々増加の一途をたどっており、早急の対策が必要となっている。こ

のために、本格的な対ガン活動の促進をはかるため、次の2項目の実現を要望する。

1. まず、地区医師会は、その地区に適合する対ガン活動の第一線組織を至急結成し、それに順応して、さらに関係機関は第二線及び中核的対ガン機関を組織するべきである。
2. 府、市衛生部局、対ガン協会、府下医科系4大学、公私大病院、成人病センター並びに府医師会等は、有機的な対ガン活動機構の組織化をはかるため、対ガン活動協議会を設けるべきである。

8 結核検診の機動化と結核患者の医療及び生活保障制度の確立

結核検診の普及徹底には、機動力を伴った検診体制の充実が不可欠であり、これが検診の、のびなやみの主たる原因となっている現状にかんがみ、当局は、速やかに各保健所にレントゲン自動車の配置整備をはかるべきである。

また結核患者に対する公的扶助は、医療費の一部に限られており、患者の完全治癒をはばんでいる。従って結核医療費については、早急に全額公費負担とすると共に、患者及びその家族の生活保障はもとより、結核快復者の社会復帰並びに雇用促進等に関する幅広い制度の確立を要望する。

9 精神衛生運動の推進と研究所の強化増設

近代文明の発達と共に、社会生活の複雑化は日一日と増し、それにつれてノイローゼや精神病はもちろんのこと、青少年の自殺や反社会行為、あるいは交通事故をはじめ、産業災害が激増している事実は見逃し得ない問題である。

これら世人の不安、恐怖をのぞくために精神衛生運動を一層強力に推進し、さらに根本的な問題解決策を樹立するため、早急に総合的な精神衛生研究機関を、国または地方公共団体が強化増設すべきである。

10 地区衛生組織育成助長の法制化

公衆衛生の全面的向上は、地区衛生組織の自主的かつ積極的な活動によらねば達し得られない。

従って地域社会の組織化を、全国に普及するための保健福祉地区組織育成中央協議会が本年5月設置されたが、わが大阪における組織活動の現況からして、さらに強力な施策が望ま

れる。

すなわち関係者の努力にも拘らず、実践活動を推進する上に幾多の障害にはばまれている。これが解決は、概要次のような規準による地区衛生組織の法制化のもとに擁護される必要がある。

1. 法にいう組織の定義

公衆衛生の向上と、住民の健康増進に関する実践運動を行なうことを主たる目的とする地域団体であること。

2. 組織の系列

イ、市区町村単位に組織を設けること。

ロ、府県に連合体を設けてさらに中央で全国を結ぶこと。

3. 組織育成方針

イ、組織の自主性を尊重すること。

ロ、国、府県、市町村に地区組織の実践事業の施行に必要な経済的援助を義務づける。また資材の購入を助長すること。

4. 法施行に際しては地方公共団体は既存組織の自主性を尊重し、過渡期の行政指導に万全を期すること。

昭和 34 年 9 月 30 日

第 2 回公衆衛生大阪大会

大 会 宣 言

公衆衛生の向上は健康で明朗な日常生活の源泉であり、国民生活政善の基盤である。しかし、わが国公衆衛生の現状は、今なお問題山積のありさまである。

ここにおいて公衆衛生にたずさわる総ての者の力を結集し、国、地方公共団体並びに係諸機関が更に一丸となってあらゆる障害を克服し、もって真に明かるく、住みよい郷土大阪の建設に邁進せんことを期する。

右宣言する。

昭和34年9月30日

第2回公衆衛生大阪大会

食品衛生の諸問題について

第一部 折詰、仕出し弁当について

第二部 お菓子の衛生

座長	京 都 大 学 教 授	庄 司 光
助言者	大 阪 大 学 教 授	川 崎 近 太 郎
〃	大阪府衛生部公衆衛生課長	太 田 隆
〃	大阪市衛生局食品衛生課長	中 山 信 正

第一部 折詰仕出し弁当について

座長 第2回公衆衛生大阪大会が今日から30日にかけて開かれる。ここでは過去1年間の進歩の経験を話し合い意見を交換し来年に向かって前進したい。

第一部として、折詰仕出し弁当の問題、第二部として菓子の問題をとりあつきたい。

最近の食品衛生は、成績はあがっているとみられるが、まだ色々な問題がのこっているのでお互に話し合っていきたい。

主討論

大鉄局管内旅客供食組合理事長

松 塚 慎 蔵

私達の組合は、いわゆる駅弁としての折詰を専門に出している業者の組合であります。

折詰は、その性質上、製造から摂食するまでに相当時間の経過すること、及び冷蔵できないという二つの宿命的な欠点をもっています。これらの欠点があるとはいえ、折詰による事故発生の原因として考えられることは調理施設の不良、材料、取り扱いの不良従業員の健康状態、衛生観念の不足によるものと思われる。

施設の不良によるものとしては、サルモネラ菌によ

る事故が、材料の不良によるものとしては、鮮度の不良なため時間の経過による腐敗が、従業員の健康状態としては、検便や健康診断をおこたつたことによる伝染病の発生が、また、刃物による傷あとの化膿に起因するブドウ球菌による食中毒の事故の発生を見るのであります。

したがって、従業員に対しては、保健所による厳重な健康診断、手指の消毒の励行について組合では十分に指導しているのであります。

折詰を調製する施設の面では、一番重要なことは、十分な広さがあることであって、事故の原因に能力以上の注文をうけることによっておこった事実もありました。施設に余力のないときは、下請でつくらせた製品を使用するといったことが事故の原因になることもあります。一方、従業員の衛生教育の不足からは、簡単に火通しをするだけで保存性があるといった考えから、なんでも火を通しておけば安全だといった処置がとられることもあります。最後に消費者の方々に対して申し上げたいことは、折詰は長く放っておけば腐るものであることを充分認識していただきたいと思います。昼食に買ったものは昼の内に食べ、夜までおいて食べるといったことはやめていただきたい。

また団体で折詰を注文される時に、団体の幹事の人、だんどりよくしようとする余り、必要以上に早く

注文するといったようなこともあります。これは事故の原因をつくるようなものですので、戴きたいと思います。

主討論

大阪府鮮商環境衛生同業組合理事長

大根末次郎

私達の組合は、大阪府下のすし業者を一丸としたもので、この組合は衛生の向上、設備の改善、健全経営を目的としておりまして、政府の資金あつせん、調理技術の向上、従業員の健康保険加入等、組合員の福利を図るとともに、食品衛生面では、施設の整備をはかり、従業員の衛生知識の向上を図ることを事業として組合員の指導に当たっています。

食中毒の防止については、特に留意し、施設の防虫防鼠設備の完備、洗滌設備の整備、布きんの整理、整頓ならびに消毒について指導しております。

消費者の方に対する要望としましては、店舗の大きさにあつた注文をしていただきたいこととあります。

例えば、まきずしであっても、小人数の店に500～600人前もの注文をうけますと、カンピョウや卵やき等は前の晩に調理することになりますから、安心はできません。また場所がせまいと調理場がせまいので、調理したものを重ねておく結果になって、空気の流通が悪いため腐敗の原因になります。

また、ご進物のような摂食時間の不定なものには、にぎりずしを使わず、まきずしやバッテリー、棒ずしなどのものにしていただきたいと思います。

主討論

日本旅行協会営業部長

大島庸秀

私達のところは、旅行のあつ旋を年間650万件、折詰弁当1,000万食以上を取り扱っておりまして、折詰による食中毒等の事故の発生は旅行のプランをくるわけ、ひいては営業にも差しつかえるので、大きな関心をはらっています。

この消費者的な立場から申し上げますと、一番の問題は、監督官庁が一般の折詰業者に対してどの程度の監督をやっておられるかが疑問であります。例えば、たまたま食中毒のおこつた時、その原因が卵やきであつたことがわかつて、その責任が卵やきをつくつた

ところか、その卵を売つたところか、卵を産んだ鶏なのかははっきりしないままで処理されていることが多いし、不良業者に対する処分や監督が不充分なように考えられるので、官庁の責任を追求されねばならないと思います。

助言者 中山

ご参考として、過去の大阪市に発生した食中毒の件数を申し上げますと、年間50～100件の食中毒の発生を見ており、昭和31年は77件、昭和32年には55件、昭和33年には90件、本年は8月までに57件となっています。この内、折詰、仕出弁当によるものは約1/4になっていて、この原因は消費者が能力のない折詰業者に注文した場合におこっているのが大部分であります。

助言者 太田

大阪府では、大阪市より食中毒の件数は割合少く、その内訳は折詰が40%集団給食が40%の割合であります。

折詰業者には許可の際に条件として認めているが大部分の一般飲食店には、折詰めをさせないように条件をつけています。

消費者の方々には、折詰を認められていない魚屋等に注文することをやめていただきたい。また折詰の内容があまり多くの種類にならないようにしてほしいと思います。これは事故の原因を究明するのに困難をきたすので重要なことだと思います。

助言者 中山

大島さんのいわれた官庁の食中毒発生に対する処分について、市では、最近発生した食中毒事件のときに直ちに3日間の営業停止を行ったことがあります。これは処分というより、緊急避難的な意味でもこのような措置は重要なことと思われます。

ただ食中毒事件の原因については、学問的にもはっきり確証することはむずかしいこととあります。

食中毒防止には利用者の団体と官庁、業者の協力が必要なことと思われます。

助言者 太田

利用者団体が業者を指定される場合は、関係保健所に相談して行うようにしていただき、今後協力してもらうことが必要だと思います。

▶大阪市婦人団体協議会長 松葉静子

食中毒事件がいろいろの努力にもかかわらず発生することは、業者の方が能力以上の注文を受けることや

業者の科学的な認識の足りないことや、良心や誠意のないことが原因だと思います。

例えば、ねずみやあぶらむし等が店の中をはしりまわっても、あまり従業員の人に関心がありません。これは監督官庁の監督の不十分なためであると考えますどこでも、安心して注文できる状態に業者を監督してもらう必要があります。摂食するまでの経過時間の長いことによって起こる事故は、日常の私達の生活で時間がルーズなことが原因であると思います。

▶日本旅行協会営業部長 大 島 庸 秀

官庁が責任をもって業者の指導監督にあたってもらいたい。食中毒事件の発生した際には、保健所に検査車のないような状態ではどうにもならないのではないかな。

▶大阪府衛生婦人奉仕会 木 村 斐 子

業者の方からの発言を聞くと、充分に注意されているようですが、仕出しまでに、どの程度消毒されているか、また保管の際どの程度注意されているか疑問であります。ふきんや手の消毒についても実際には、ふきんが非常にきたないように感じます。

また、注文を受けるときも量に注意していただきたい。中毒の起こった時、その原因をはっきりさせて、新聞でもっとくわしく知らせてほしいと思います。

官庁に対しては、業者の管理をもっとよくしてもらいたいと思います。業者の主人はよくやっていますが、その従業員の衛生知識が不十分なように思われます。

大阪市食品衛生課 伊 藤 藤 次 郎

官庁の監督不十分を相当指てきされましたが、現在大阪市の行なっている指導大綱について申し上げますとわれわれが足しげく監視しても、充分に衛生的に行われるとは思われませんので、業者の自主的な管理の機構をつくらせ、この機構を充分に活用して、業者の自主的管理を行なわせることにつとめるようにしています。この自主管理機構の確立が最も大切だと考えています。

質問 ハシ、折箱の消毒はどの程度されていますか

▶大阪府館商環境衛生組合 大 根 末 次 郎

折箱やウス板はきれいなふきんでから拭きしている程度で消毒はしていません。

質問 自主的な衛生管理機構をつくるというこ

とは、具体的にはどんなことか。

▶大阪市食品衛生課 伊 藤 藤 次 郎

普通飲食店には、調理師の講習会を終了した調理師がいると思いますので、これらの人を中心にして自主的な管理の責任者をきめて実施してもらっている。

営業者については、組合において自主的な管理をしていただく機構の確立につとめています。

質問 折箱をから拭きする程度では不十分ではないか、蒸気消毒かなにかよい方法はないか。また業者が下請業者に対する管理はどうなっているか。過量注文をさけるために注文量の限度について表示をしていただきたい。

助言者 太田

折詰中毒は中毒事件全国では6%程度で、大阪府下で40%もあるのにくらべて非常に少ない。この原因は関東地方では、折詰を使うことがすくないためである。

したがって、消費者の方は腐りやすい折詰はできるだけ食べないように心がけてほしい。

助言者 中山

下請業者は実際上ある程度必要であって、すべてを折詰業者が調理することはむずかしいと思う。それで出入商人の指定にあたっては業者が充分に注意してもらう必要がある。それで大口の業者を対象に材料からの一貫した指導をするように努めている。

折箱の消毒については、これらの容器には細菌は少ないので、それよりも外にもっと食中毒防止の上で緊急にやらねばならないことがあると思う。

質問 大量に調理しているところでは問題はすくないが、小さな、余り多く調理していないところでは、折箱がねずみや油虫で汚れることが多くあると思う。

中毒患者は保健所で発表される数よりはるかに多くあると思われる。その中には折箱による中毒と思われるものがあるのではないかな。

▶旅客供食組合 松 塚 慎 蔵

折箱の消毒は非常にむずかしい、いろいろと実際にやって見っていますが、蒸気消毒は、木製であるので困難で、現在殺菌灯の使用がもっとも妥当ではないかと考えています。しかし大量に扱うときはこれも困難で、アルコールを吹霧する方法等を研究している。

ただ折箱による中毒は少ないのではないかと思います。それは折箱が乾燥しているため、細菌が繁殖しに

くいのではないと思います。

助言者 川崎

列車弁当による中毒はあまり多くない。これは長い間放置せずに摂食するためと思います。

座長 以上いろいろと話し合いをしていただきましたが、結論としては、衛生教育による科学的知識の普及もさることながら、監督官庁、消費者、業者の協力を進めることと、特に業者の自主的な管理機構の確立が今年の一歩の目標としてこの分科会の結論にしたいと思います。

助言者 中山

自主的管理については、過剰注文を受けたとき、組

合内で互に調整してゆくといった芽も現在できつつあります。

▶旅客供食組合

松 塚 慎 蔵

自主的管理について責任と誠意のある仕事をやるのが重要であります。特に腕のたつ調理師がかえって、衛生的な概念のない場合が多いので、この面の指導をしてゆくことも必要であると思います。

座長 それでは今年のスローガンとして、三者による協力と自主管理機構の確立ということを経済にしたいと思う。

第二部 お菓子の衛生

座長

子供の菓子、つまり紙芝居の菓子を中心に業界からまず話してもらいたい。

主討論

大阪菓子衛生協議会副会長

木戸協栄太郎

お菓子は幼児・児童を対象とした最も大切な物資であるから、菓子の衛生については如何にするかが話題となり、一昨年11月当局の指導と指示により菓子衛生協議会を作り、自主的な管理を進めてゆくことを組合として決論した。

そして、末端の代表者・業界・監督官庁が一緒になって自主的な管理をするようにした。

大阪市22の保健所の絶大なる援助のもとに、各地域毎に菓子業者の結集を作った。

これは一種の隣組で、業者個々の自主管理をやってきた。

昨年1年の経過は効果を現わしているように見えるが、まだ完全ではない。

大阪府の菓子業者はその数において多く、約2,200で、生産者1,600、卸屋250、組合加入の小売商1,300それ以外に主に菓子販売しているものは1,000、駄菓子業者は9,000軒もある。

このように多数の自主管理は1～2年ではできない

が、製造された菓子が不衛生であれば消費者に悪いだけでなく、業者が自滅をしなければならないのであるから、製造業者・販売業者・官庁が認識して衛生的に取扱うように努力している。

製造する所だけでなく、扱う所の方が常に衛生の理念にもとづき、お客が衛生的であると思われるように務めている。

生産業者には設備、手洗所の設置、予防接種の実施検便、をするように努力、実施させている。

末端では1年余りで効果は充分ではないが、市内の販売店をみると、大阪菓子衛生協議会の会員証の額をつっている店があるが、その販売店、生産業者はその協議会の一員として、自主管理に努めていることのあらわれである。

だから、それを見てその店を利用して欲しい。

主討論

大阪菓子問屋組合長 上 田 綱 次 郎

配給機関としていいたい。

消費者の要求を生産者に伝達して、よりよいものを作るように助言している。

大阪には二つの組合がある。すなわち、大阪府菓子問屋組合（これは主として大阪府内の菓子の消費に関係）、大阪菓子問屋組合（大阪以外の菓子を取扱う。）である。

その下に大阪菓子小売組合がある。

まだこれに入っていない人も沢山あるが、それは主として小さい小売の方達である。

いわゆるいたんだ品物としては、1.異物の混入2.酸味のあるもの（例、生菓子のいたんだもの）3.他の品物の混入（例、南京豆が入っていて、それに虫がついている）に分類せられる。

第1の異物の混入は殆んどなくて、何年に1回という位のものである。

生菓子が酸っぱくなるのは夜中にこしらえ、翌日の昼頃までに売ってしまうのが、売残ったせいである。

砂糖を充分用いた良い生菓子は余りいたまないが安い生菓子はいたみ易いため、その日の内に食べて欲しい。

業者では踏み切って改善のできないことがあるため消費者に強くおしてもらいたい。

例えば製造日付を入れるようにとの消費者の声に対して、末端ではそれは困るので、記号でつけるように今日ではなっている。

小さいメーカーでは今だに古い空カンを用いているところがあるので、できるだけポリエチレン入りのものとか、袋入りのものをつくるように努力している。

このように容器には頭をいためている。

主討論

大阪府菓子商工業協同組合連合会長

北 本 兵 次

菓子は生菓子とカン菓子（干菓子）に分けられる。

生菓子は腐敗し易いといわれるが、厚生省より水分40%以上のものには製造日付をつけるように定められた。

設備、従業員の衛生、原材料が重要

その内でもとくに原材料の面が重要である。

菓子は技術、衛生、栄養、価値の順に重要。衛生面では色素が問題。

府下では色素による中毒は昨年はなかったが、東北方面ではでている。

ついで包装の問題がある。

生菓子は袋入りができない。

販売菓子の危険な点は、運搬用具、包装である。

また、販売業者は消費者に直接あたっているため、一層の衛生についての努力が必要。

主討論

大阪府児童課長 田 中 啓 二

紙芝居の菓子は製造ではなく販売の問題である。

主として如何にして良い菓子を選ぶか、それを如何にして衛生的に取扱うかが問題である。

紙芝居条令をつくり、絵、販売品の取締をやっている。

注意していることは、業者に食品衛生の知識を身に付けさせるように指導している。

今日では免許試験を行い、その内でも食品衛生については大きく取扱っている。

本人の健康についても、取扱う人が健康でなければならないところから、よく注意を払い、年に1回以上の講習、身体検査を受けなければならない。

それをやらないので、免許証を取上げられる者が200～300人いる。

夏期の伝染病の拡がる時は、特別講習会を開き、一せい取締をやっている。

査察員が200人ばかり査察をしている。

その他紙芝居向上のもとに紙芝居団体協議会があり親睦と向上をはかっている。

そしてこれらの団体による講習会が開かれている。

府下には400程の業者がいるが、余り活発な活動は行っていない。

結局、売る菓子は自分の子供に食べさせても良いようなものを売るように心がけさせている。

▶大阪府女子薬剤師会会長代理

奥 田 豊 子

安価な菓子中にある人工甘味料の許容量はどの程度と見ているか。

ズルチン、サッカリン等の幼児に及ぼす影響については。

色素による蓄積の作用、法定外色素に対する管理はどのようにやっているか。

▶大阪府未亡人会長 西 本 そ の

大会社では心配ないと思われるが、お菓子の場合、最も関係のあるのは小売店である。

だが、これも可成り安全のように見える。

しかし子供の菓子に関しては寒心に耐えない。

小製造業者は色素について考えていないように思われる。

甘味料についても子供の栄養になるように小売業者は仕入れの際少しでも良い物を仕入れていただきたい量は少くとも良い物を子供に食べさせたいと思っている。

消費者の立場を是非考えていただきたい。

駄菓子についてはヨモギモチ、スルメ、タコヤキ、オコノミヤキ等をつつんでいる新聞紙に関して、この点については今もお改善されていないと思いますので、当局も含めて良い紙を用いるよう努力して欲しい

▶大阪市婦人団体協議会長 松 葉 静 子

今までは広い関心をもった業者さんのお話であったが、駄菓子屋については設備、健康管理の面は忘れられているのではないか。

バクテリアの温床のようなコロテンなどゾッとする。

大メーカーではオートメーション化されているが、内職のメーカーでは野放しになっているように思われそれが子供達の手に渡っている。

ところが、これをしめつけるだけでは生活保障についてクローズアップされるのではないかと思うが、できるだけ善処して欲しい。

▶布施市衛生婦人奉仕会長 酒 井 文 子

紙芝居の菓子の手づかみ、古紙聞の使用は寒心にたえないが、その点は是非とも業者、当局の努力をたのみたい。

助言者 川 崎

砂糖の代用に使う人工甘味料は砂糖さえあればことが済むように思えるが、実際は肥りすぎを防ぐためにカロリーを少なくするのに用いている。

人工甘味料にはサッカリン・ズルチン・チクロスルファミンソーダがある。

これら自身の作用は大したことがなくても、製造方法が悪いと中毒するし、永年使用すると副作用を持つ

この内でもズルチンがもっとも副作用がつよく、一時これを中止しようとしたが、製造業者にとっては重要な問題であり、一度許可されたためできない。

今日は証紙をつけて用いている。

しかし、その蓄積は矢張り問題である。

ガンとの関係で検討されているが、余り問題はないようである。

人工甘味料、色素についても表示するようになっていいるから、それを活用するように。

▶大阪府食品衛生係長 北 浦 得 三

色素、甘味料については許可によって用いている。

法定外のものに関しては定期的、不定期的に抜打検査を行っている。

今のところ法定外の色素を用いるものは殆んどない

消費者側

生菓子は売れ残るときどんな処置をしているか。

業者側

水ようかんのような腐り易いものは破棄している。

しかし、数の多いものは2日目はさすが、その後は廃棄処分し、翌日残らない程度に作る。

▶大阪市食品衛生係長 猫 西 一 也

松屋町の山積になっている菓子に関しては業者として自発的にやれないものでも消費者の声で改善された

消費者

業者、官庁の三者が気長に働きかければうまくゆくのではないか。

零細企業に対しての問題もじっくり腰をおちつけて研究してゆく何らかの機関があればできるのではないかと思う。

座長

菓子は全体の衛生水準をあげることが必要。

自主的な管理をすすめて衛生の道徳をあげてゆぐために、官庁のけいもう、監督に関し一層の努力をされたい。

矢張り折詰と同様に自主管理が必要で、大阪府下全体の注意が必要である。

そして、実践をもって公衆衛生の成果をあげてゆきたいと思う。

「環境衛生の諸問題」

1. そ族昆虫駆除問題

2. 塵埃し尿問題

3. 上水道問題

4. 公害問題

5. 監視員制度について

座長	京都大学教授	庄司 光
助言者	大阪大学公衆衛生教室	高木 昌彦
〃	大阪府環境衛生課長	梶山 直二
〃	大阪市環境衛生課長	平山 俊夫

座長 環境衛生という広い問題を府民と関係当局者が共にひざをまじえて論じあいたい。環境衛生は多義の問題がある。日本ではこの面で外国におくれている。国家百年の計として考える必要がある。結論を急ぐのではなく、よく問題を理解して重点的に考えよう。新潟大会にそなえて何らかの進歩的解決策をみつけてゆきたい。

1. そ族昆虫駆除問題

(1) 企画と運営（全域的構想における推進について）

主討論「市の立場として」

中村 義一 高槻市役所衛生課長

高槻のそ族昆虫駆除の過去の成績をのべたい。高槻では昭和28年5月より昆虫駆除を開始したが、まずモデル地区をもうけ、そこを中心として推進していった。その結果地区の清掃、簡単な環境の改善の結果昆虫を完全にばくめつすることができた。これが市全体に広まり昭和31年には高槻全体がモデル地区となった。モデル地区指導の方針としては、自分達の町は自分達の手で、昆虫を駆除し、便所の汲取口を完全にし、台所を改善して明かるい家庭を作ることにした。昆虫駆除事業は散發的方法では効果が上らない。彼等も仲間をふやそうと努力しているからである。高槻市のとった方法は毎年4月1日よりはじめ、各衛生婦人奉仕会に下水の清掃、葉の散布をさせ、必要な薬品一籠づつを組織に市から無料で配布する。市の衛生班が

煙霧機をもって地域組織と協力して蚊、はえの撲滅運動をする。月1回家庭をまわっているが回数をふやす方がよい。昆虫の撲滅は成虫よりも幼虫に重点をおいている。成虫に対しては月1回行っているが効果は上っている。月1回巡回し衛生婦人奉仕会の活動状況を見る。煙霧後の3日間程度は蚊、はえは殆んど見かけない。のみ、家だに等は殆んどいなくなった。発生源対策においては、し尿汲取後便器の中に葉を散布すると効果があり、ある期間は幼虫は発生しない。幹線下水路の汚物の処理等もする。

ねずみ取係は年2回すなわち秋は10月、春は2月に行う。方法は15名の衛生班が全市を各個で毎日15～20カ所同一地域に1週間作業を続け葉を配布する。殆んど100%の効果をあげてる。なぜ衛生婦人奉仕会にゆだねないかということクマリン系殺そ剤であるから1回あたえても効果はなく1週間つづけてあたえてはじめて効果がある。面倒くさいといって1週間分1度にあたえるということもおこるからである。作業は全部で1カ月間かかった。

昆虫駆除は施設の完備により効果的となる。市の状況、個人の状況等をみると管理するのは容易でない。散發的方法でなく婦人奉仕会と手をつないで資金のいるところには与えることが重要である。

▶追加討論「町の立場として」

上本 真一 四条畷町役場衛生主任

四条畷町で実施している昆虫駆除は、衛生婦人奉社会がきっかけとなって、町と地区と衛生婦人奉社会の三者共同で運営企画している。町が企画、地区組織が連絡、衛生婦人奉社会が実施にあたる。年度末には三者協議会をもって次年の計画をねる。実施内容は他の市町村と大差がない。34年度には発生源対策として肥料溜に薬品を散布した。2.06Km²に607個の肥料溜があり、よく管理されているものは12%の71個、536個は不完全のもの、全然使用されていないものが18%の97個あった。構造は野っぽさ92%の550個で蚊とはえの発生源となっている。調査の結果改善すべきものには、立札をかけ、責任の所在を明らかにする運動を衛生婦人奉社会にしてもらった。さらに農業実行委員会にゆだねた。衛生面だけでなくあらゆる分野の人達の努力が必要である。総合的にゆかねば発生源対策はできない。衛生婦人奉社会の組織が主体になったがさらに各種の団体の協力が必要であると思う。

▶追加討論「村の立場として」

奥田 年江 田原村衛生婦人奉社会

私達の村は、大阪の東北、奈良との県境にあり。戸数200戸、人口1000人、住民は主として農業を営み、主としてとれるものは、米、麦、牛乳、野菜等で、生活水準は高く、ラジオは100%あり、テレビはふえていきつつある。電話は25%に達する。しかし、衛生思想は低く、牛を飼うのではえが発生する。昭和27年に衛生婦人奉社会ができ婦人の力で撲滅するように組織された。しかし、組織ができても運営資金が不足するので、村の方から薬剤の配布、助成金をだした。村の衛生費は予算の1%である。

蚊、はえの駆除は四条畷保健所の指導を受けている。薬剤はかりたよれないので発生源つまり越冬昆虫の駆除に努力する。ねずみ駆除には毒だんど、とかごの配布をする。衛生婦人奉社会に会員が協力した。

ねずみの買上げを行うことによって効果が上り、31年に大阪では第1位になった。また、さなぎ取りには努力賞をもらった。

▶追加討論

田村 歌子 茨木市衛生婦人奉社会長

企画運営は、衛生婦人奉社会があたっている。昭和27年に大阪府に衛生婦人奉社会ができ、茨木市にもできた。既存の農協婦人部とは別に衛生婦人奉社会とし

てやっている。会員は約1万人、会費をおさめてもらっている団体は56団体で6000人いる。地区に応じた活動をやっており、月々定例会をひらいて、大阪府衛生婦人奉社会の報告をしている。

4月は清掃運動として、映画会講演会を開き薬剤の散布の方法等も実施する。5月はごみ箱を各戸に整備しコールタールめりを衛生婦人奉社会がする。6月台所、便所の改善で台所はタイル張りに、便所の汲取口を二重ふたにし、落とし口にふたを、また窓には二重かなあみを張る。7月は夏の健康を守る運動、手洗の徹底、蚊、はえの撲滅運動をする。病人の家、戸じまりのできていないところの世話を衛生婦人奉社会がする。9月はねずみ取り、蛆とりをする。冬は越冬昆虫駆除をする。個々ばらばらの活動では効果が上がらない。保健所、地域団体と手を結び協力してゆく必要がある。

座長 衛婦がよく活躍している。横の連絡が大切である。市町村と一体になる必要がある。

質問 茨木市衛婦会

薬剤購入について、

薬事法にふれるということで、十分に活動ができないが、なんとかならないか。またくず物買いがより、営業妨害であるといわれるが、いわれないように基本的に解決してほしい。

助言者 梶 山

薬を伝染病予防の意味で市町村が協同購入斡旋をすることはできる。従って市町村が主体となって婦人会がそれに協力するという形をとればよい。運営上の問題である。

(2) 殺虫剤の効果的使用

角谷 泰夫 和泉市役所衛生担当主事

戸数は1300戸あり、モデル地区を9カ所作り、70万円をかけてはえと蚊のいない町に成功した。5カ年計画で25%の人が働き、モデル地区を中心として薬剤を効果的に散布した。昨年はリンデン10%乳剤を使用し、今年是有機磷製剤マラソン20%乳剤を使用した。有機リン製剤マラソン20%乳剤は毒性も少く殺虫力が強い。前者が150倍にうすめて50%の殺虫率をみるのに後者は800倍にうすめても60%の殺虫率をみる。経費はリンデン150倍10ℓで24円でマラソンはリンデン

乳剤に比べて1/3の価格ですむ。またマラソンは幼虫に耐性ができていない。一般家庭においては10日間に1回使用したが5日間おきに1回使用した方がよい。煙霧法(DDT+リンデン)は一カ月に7回。残留ふん霧(DDT+リンデン+DDVP)は45日に1回行ったがものたらなかった。1戸あたり220円を負担し市より薬を現物配給して、地元がいっせいに行った。牛舎の場合、残留噴霧を敷藁に1m²あたり1ℓ15日目に散布する。また別の方法として、600倍液を5日に1回25日間行ったがえの発生は全然みなかった。その後10日に1回したが全然みなかった。前者の方法より後者の方法の方が効果がある。うすく多量まくことが大切である。一般家庭の問題として、厨芥と雑芥とに分ける。ごみ箱にはふたをつける。塵埃処理日数を短縮する。5日に1回位が効果がある。これらが清掃事業の改善点であると思う。

▶追加討論

峰野 幸男 大阪市住吉保健所

鉄筋住宅の問題として厨芥の処理がある。ダストシュートを用いているが、光線が入らず常にごみが追加されるので昆虫の発生条件に適し、ゴキブリ等が発生する。煙霧法を用いた。ダストシュートの閉鎖しているところは煙霧法は効果がある。ダストシュートの内部構造の問題として、でこぼこしているところ、鉄骨のでていところ等みえないところなので、手をぬいてあってゴキブリの発生に適している。従って煙霧法を行うと同時に将来の問題としてシュートの内部構造を考えなければならない。

▶追加討論

荒木 一雄 大阪市衛生局環境衛生課

ごみに薬剤を使用する場合希釈倍数、使用範囲、天候、ゴミの状況、数量、種類、層の厚さ、蛆の発生状態を考慮して、万般なく散布することが必要である。表面より3～5cmのところに蛆がおり、温度は34°C位である。深さをますに従って温度は上り、10cmで55～58°C 20cmで60～70°Cになる。20cm以上では熱のために蛆は殺されてしまう。ごみの少い場合はうすくまく。伝染病予防法の薬剤散布基準量によると1m²あたりに2ℓになっているが、実験の結果ではこれでは表面をうるおす程度で内部まで浸透せず2倍量の使用が必要である。適当な場所に適当な量適当な薬剤が必要である。

▶追加討論

守口における殺虫剤使用について、

蛭子 辰己 守口市衛生係長

昆虫駆除は発生源対策が根本であるが、それと並行して薬剤による駆除が大切である。薬剤の疑問点として、メーカーで製品差があること。有効散布量の決め方も異っている。また厚生省の決めた基準量では効果がない。薬剤の使用規準は散布場所に適したように自立的に決める必要がある。方法としては3～4月にかけては速効性でかつ残効性のあるもの。5月～10月は主として速効性のものを使用11月～2月は薬剤にたよらない。蚊の幼虫にはオルソ剤、成虫にはピレトリン剤はえの幼虫にはオルソ剤及びピレトリン系の乳剤。成虫にはピレトリンを使用する。

座長 専門的であったが、保健所に専門の方がおられるのでご相談下さい。

▶藤戸 貞男 大阪府衛生部虫疫係長

1. ゴミの埋立地の殺虫剤の使用について、基準量の倍量を使うことが大切である。2. ダストシュートの油虫の問題。煙霧機によるものがよく行われている。使用薬剤の基準は1シュートは1ℓが適当である。ホグマシンによると1分間に150ccなので5～6分すれば1ℓになる。室内における塗布の方法としてはデルドリン乳剤がよい。また、ダストシュートにはDDVPが速効的であってよい。3. オルソ剤をぼうふら退治に使用している向があるが原則としては間違いである。最近はいりピレトリンが使われてないがピレトリンは被害の少い速効的なよい殺虫剤である。

(3) 環境改善 (発生源対策を中心として環境の整備改善について)

主 討 論

角谷 和重 吹田市役所衛生係長

昭和32年の厚生省の3カ年計画の蚊とはえのいない運動に合わせて、吹田市においても行ったが、戦後衛生思想がたかまったがこの事業は困難性がある。この達成に必要な条件は三つある。1.組織活動に衛生観念の普及 2.環境改善 3.薬剤による駆除。今ここでは、環境改善についていいたい。昭和28年の吹田市に町会2100世帯(人口8100)において吹田母子会の活動が保健所、府の協力軌道に乗った。最初の内は便所のくみ取り口を二重蓋にする。まわりをコンクリートに改造する等を行った。昭和31年よりはえの発生源を

中心として対策をねる。ごみ箱はコンクリートの箱を使うようにした。効果があらわれてきた。吹田市には低湿地帯が多く蚊の発生源として下水溝が問題となったが、国庫補助金により下水溝が改善されたので効果が上がった。現在では吹田の60%は蚊、はえが減少、特に蚊の減少がみられた。しかし末だある地区では問題が残っている。結論としては、(1) 虫からみた環境改善が必要。(2) 環境改善に過信してその後の努力が欠けている。市街地ではごみ箱が最大の発生源であるので市役所からコンクリート製のゴミ箱をあっせんしている。市外には農村があるが今後はこれに力を入れたい。要約すると身の回りの清掃を日常の仕事として行うことが必要である。

▶追加討論

永田 耕作 大阪市南区桃谷衛生実践会長

南区の赤十字奉仕団桃谷連合は、人口7600人戸数1650戸、商店街も住宅もあって古い建物が多い。昭和31年に桃谷地区衛生班を連合会に168班作り、男1人女1人の役員を作る。昭和32年度に大阪市し尿汲取手数料の環付金22万円で、噴霧器を購入。昭和33年に10万昭和34年に10万円あてた。蚊、はえの撲滅運動としては発生源対策をたて、便所を水洗にすることを目標にし、道路にも下水管を通して、また下水管をなおすことにした。一方金融機関よりの借入で、32年度では8%であった水洗便所が現在では50%になっている。

はえの駆除として機械購入、保健所側で年9回行う。ごみ箱は保健所のすいせんしたものを買ってもらう。はえに悩まされた人達が31年には98%もいたが、33年度には全くいないというものの42%、多いというものの3%になった。

▶追加討論

舟井 節 河内長野市衛生婦人奉仕会支部長

昆虫駆除に5カ年計画をたてた。し尿は農家が処理し、ごみは捨てほうだいにすてられていた。今日では保健所の指導のもとに市民の協力をえて実践は衛生婦人奉仕会がする。ごみの整理計画でまずごみ箱のコールトールぬり、ふたの作り方等を教える。市側では大型のごみ箱を道路のすみにおいて、1週間に1回収集している。ごみの焼却炉を作って灰を肥料にする計画をたてたが、安くみつもって16万円かかるということで行きづまったが、5年前に新生活運動を始めたときに10円貯金をしていたのを利用した。また10戸平均に

1個の貯金箱をまわし資金を調達した。昭和34年8月に焼却炉が二基完成した。

▶追加討論

藤原 崇光 堺保健所

住宅においては、はえの駆除が大きなテーマである。システムは重点的に持続できる方法をたてることが大事で金、人手のかからぬ方法が必要である。堺市の組織構成は新生活運動推進協議会校下別連合町会単位町会隣組となっていて組織としてはめぐまれている。しかし資金と人手の不足は当然である。厨芥の処理をどうするか。これは隣組毎に専用厨芥を一つもうけ、保健所があっせんしている。一斗籠にコールトールをぬり、ふたをつけたものが60円。計604個の厨芥入れができ、市の衛生課と連絡して、厨芥の日取りを実施しているが、これには経費として隣組(約10軒)で月200円払っている。はえの減ったとの答は3%あり、手もあまりかからないので全地域がこの継続の必要性を望んでいる。また、厨芥入れは一般厨芥が入らないので、きれいである。

▶追加討論

小林 一子 高槻市衛生婦人奉仕会長

発生源をなくす方法として、はえの発生源の便所において、はえの侵入しないように密閉し、内部を暗くする。金網をはりおとし口をふたをする。これは各会員が製作する。くみとり口のふたははめこみ式または2重ふたにする。周囲をコンクリートにして、週1回が蛆を集めて会員が焼却する。畜舎は周囲より少し高くし、天井をつけている。蚊の発生源対策として、水溜を少なくするためにまず自分の家庭のまわりをふりかえる。籬詰のかん、ビン等を取りさっている。汚水にはふたをしている。手洗鉢の水をかえてふたをする。竹藪は年1回清掃し墓地の花立てにも注意している。その他のところは薬剤を散布している。

座長 (1)環境改善について (2)地区で重点が異っている。(3)婦人会の能力を越えていないこと。(4)施設の整備に重点をおくことが重要である。(5)蚊とはえ撲滅整備事業についての補助が必要である。

▶主討論

赤坂元太郎 泉佐野市役所衛生係長

新生活運動の一端として、蚊、はえ撲滅運動を衛生婦人奉仕会が中心となって町ぐるみの運動をしている。蚊、はえはへっており、田舎では蚊帳をつつてい

るのは昔のことである。各地の人々が協力して自分達の仕事としてやっているのは敬服する。対策としては発生源をなくすか、または、発生しないようにすることである。越冬昆虫駆除の方法として総力の体勢を作ることが必要である。1年間続けるのには人力に限りがあるから作業の効果を挙げることが重要である。国庫の補助が必要である。下水溝の改善の費用は国家が補助する必要がある。

座席よりの発言、

(大阪市婦人団体協議会の一員)

ゴミ箱の整理は実行しにくい。日赤の婦人部と婦人会の2枚羽織でしている。保健所と手を組んで安い薬を手に入れることにして、ふんだんにまいて効果を挙げている。家の中より昆虫はあまり発生しないのに、外の区かく整理をしないところよりはえ、蚊が発生してくる。また犬の用便をなんとかしないとハエがたえない。

座長 今までのをまとめると(1)総合的企画、地域団体の協力育成が必要。(2)発生源対策。(3)殺虫剤の有効な使用法。(4)国家補助の必要等になる。

▶佐 藤 岸和田市加守衛婦

1.吹田市のゴミ箱より蛆がでるという話で、それは何処からか。2.便所に薬をまくのは一杯になった時か少ない時か？

▶角 谷 吹田市役所

ゴミ箱の下のごちゃしているところと土とコンクリートの境目でこれらはゴミ箱の周囲を丁寧に掃除することによって解決する。

▶藤 戸 大阪府

便所に薬をまくのはし尿が入っている間にまくのがよい。

2. 塵埃、し尿問題

主討論 高原 恭平 堺市衛生課長

市町村の立場としてのべる。旧態依然である。し尿は運搬車にのせ、農村または海にもってゆく。ごみは運搬車にのせ農村にもってゆき、堆肥として使用したり、埋立てに使用する。一部のし尿が下水終末処理をされ、ごみは焼却処理をされる。処理はすみやかに衛生的にするのが好ましく、し尿においては、下水道終末処理が理想的であるが、地区によっては浄化そうで処理をする。運搬車はバキューム車を用いるのがよ

い。ごみは衛生的に運搬する車が必要で完全に処理のできるのが必要である。しかしこれらの設備には多くの経費が必要で政府は昭和29年に清掃法により清掃施設における財政的援助を法できめているが、そのうちの一部しか助成していない。清掃施設の整備のため政府の財政的援助が必要である。技術的な問題として清掃法による技術的援助が国からあるはずであるが実際は余りされてない。一応予算は獲得できてもどのような方式の施設を採用してよいでしょう。清掃施設に対する補助対象の拡大と国庫補助及び起債の増額並びに技術的援助の強化を望む。

▶追加討論

神原 忠雄 枚方市役所衛生課長

収集したごみの処理になやむ。ごみの焼却炉、し尿の処理施設がほしい。自分でこれらを作ればよいのであるが、その力はない。政府の方で援助することになっていてもそのわくはきわめてせまい。観光事業には力をそそぎ、し尿の方を軽視する理由がわからない。別枠起債の枠を拡げてほしい。補助金の増額をみとめてほしい。

座長 この問題は、待つことができない。この問題は、戦後農村の近代化によって変ってきた。国全体で考える必要がある。今度の全国大会に反映する必要がある。

3. 上水道問題

(水道水源の確保促進について)

主討論

清水 真一 堺市水道事業所長

水は、文化のバロメーターである。近代生活には、かくことができない。水洗便所、暖房、冷房にも水を必要とする。一人一日の使用量は300～350ℓ。今まででは、この問題を過少評価してきた。現在では重大な問題である。大阪府下の人口は、500万人で昭和50年には700万人に達する予定である。水の状況をいうと大阪市を除いた他の市は絶対量が足らず、足らないところは大阪市から補給をうけている。大阪市では、現人口で水必要量は飽和点に達している。15年先の200万人の水はどうするか？淀川水量の極量は2～3年でくる。今年の夏は空梅雨で水がなくなってきていた。如何にして水源を確保するかが問題である。大阪府下各市は以上の事情から水道用水公団の設立を切望する

ものである。

▶追加討論

竹中 勇 布施市水道局長

上水道の発達、伝染病予防と公衆衛生に関係がある。大阪市では、水源は淀川に限られており、現在すでに供給に困っている。地下水は量的にとほしく、飲料水としては不適當である。最近では水洗便所の設置、電気洗濯機の使用等で水道の使用量はふえてきている。水源確保の問題を解決してほしい。使用量の計画量は1人180ℓ/dayであるのに大阪市では350ℓ/dayである。今後5年後に人口も500万人から700万人に増えることが予想される。また淀川の細菌の汚染が加わってきていることは、使用上問題にすべき点である。府営水道でまかなっているのは現在北部は箕面市、南部は岬町に至るまでである。なお阪神地区の一部では阪神上水道組合が淀川を水源として給水しているので大阪自体のみで解決できるのでなく、京都、兵庫等と連絡して厚生省の水道用水公団の設立をすすめる、これが解決の強力な運動を展開してゆきたい。

▶追加討論

松本 敏夫 八尾市水道事業所長

大阪府下における水道は、市営、府営水道、自己水でまかなっている。府下において自己水は地理的に望みがたい。地理的に河川がなく地下水もないところ、地下水があっても鉄分を含んでいるものは、除去操作が必要で、厚生省の適合するものにするのは問題であるようなところがある。水の少いということは消火栓としても使えない。火災防止もできない。戦後人口の増加、利用量の増加に対して、33年度から府営水道が加わったが、南地区、末端地区では時間給水となっていて、すでに限界点に達している。

大阪府の水源獲得としては、各地の地下水によらず、確固たる府の対策が必要である。

4. 公害問題 (大気汚染について)

主討論

筒井 栄一 大阪市東保健所衛生係長

東区に煤煙防止会を作った。絶無にすることが望ましいが、軽減することが目的である。会費は200円、この運動は何よりも、各事業所の経営者の理解が必要である。もっと、参考書、パンフレットも読んで、講

習会にも出席してほしい。これは法律の形で規正することが大事で、広い地域で共同して進める必要がある。法律のできるまでは東京都で行われているように大阪においても条例という形で規正してほしい。煤煙の害毒についての資料が欠けている。過去においてどういう被害があったか、亜硫酸ガスの危険性はPPMでどういう病気になったかという資料等がほしい。経営者の理解をもとめる方法として経費の問題として進めるとよい。煤煙を少なくすることは完全燃焼をはかることで、これにより燃料費が節減できることなどについて、もっと、しっかりした資料がほしい。

▶追加討論

羽原 克己 大阪府機関士会長

空気の汚染については明治17年からやかましくいわれてきた。煙突、カヂヤの禁止等が行われた。昭和7年には大阪府煤煙防止規則がでている。戦後本会はこれととりくんできている。本会は昭和25年に民間の手で運営し、会員は1500名で中以上の工場の人達である。煤煙防止には、多数の監視員、調査員の必要等でむずかしい。また設備の改善の点で困難である。大阪市のみが煤煙防止してもだめで、尼崎等の煙が流れてきているので国全体が考える必要がある。煤煙は保健衛生にわるいということ、燃焼度が悪くて、経費がかかるということとは固く結びついているので、相提げいすることが重要である。

▶追加討論

村中 弘 大阪市衛生局環境衛生課

大気汚染について総合的に考えると、核爆発等で空気が汚染されていることも含まれるが、ここでは、煤煙についてとりあげる。煤煙は交通機関、ビル、工場よりでくる。大気汚染物質の主成分は3種類あり(1)有害ガス→亜硫酸ガス (2)微粒子→煙霧の生じる原因で交通妨害となる。(3)粗粒子→不燃焼物で工場の煙突より出てくる。大阪市においては、明治17年工業地に煤煙問題がおこった。昭和7年に大阪府より煤煙防止規則がでている。煤煙防止の民間団体の協力がみられる。戦後工業の発達とともに新たに問題となってきた。調査によると許容限度まできている。新たな状況調査に努力している。また厚生省でも立法化しようとしている。が、事業経営者や市民の自覚が必要である。

▶追加討論

細部新一郎 大阪市学校薬剤師会長

学校の環境衛生の状況を調べている。暖房の汚染状態では、石炭の方がよいというのは外に排気してしまうからである。ガスの方は室内にのこる。大阪全体では環境薬剤師会というものを作って協力したい。亜硫酸ガスの害については、都島区の蚊撲滅運動に参加して経験したことであるが、尼崎よりガスが流れてきて、重苦しい空気をつくっている。亜硫酸ガス20PPM存在下の室内において、薬剤師2，医者2，一般人3において実験した。その結果は20秒で気分のわるくなるもの4名，35秒で2名，1分5秒で2名，2分で1名となった。亜硫酸ガスは0.1PPMが限度である。生野中学校でも0.01PPMの亜硫酸ガスがある。

座長 国家のたちおくれで法律化する必要がある。関係市町村の努力が必要である。

5. 監視員制度について

主討論

土井畑俊明 大阪府公衆衛生協力会連合会

保健所には1名～2名の監視員しかおらず、一線に働く監視員の待遇を改善しなくてはならない。全国で、公衆衛生活動の監視員は2000人しかいない。これでは、とうてい監視できない。監視員の数は「3倍の増員をせよ」という要求をすべきである。昭和23年に監視員の制度を作りながら、予算をとらないということが、わざわざになっているので、今後大きな仕事をするために、公衆衛生の予算をくむべきである。新たに公衆衛生の第一線に働く人に、国家の補助をすべきである。

保健所の予算要求と共に監視員の俸給についても全額国庫補助すべきである。また、監視員の増員を要求したい。

▶追加討論「都道府県としての立場」

夏目 俊夫 大阪府貝塚保健所

監視員制度の確立は、最近関係者の間に問題となっている。仕事の実績と調査、業務の分担は第1回大阪大会で報告した。わが国の環境衛生は、多々改善されてきたが、これらの業務の中心にいる監視員の待遇は、全然考慮されていない。昭和23年にそ族昆虫駆除強化のために、監視員が、指定措置としてできたが、未だ立法化されていない。汚物処理、上水道問題、施

設の維持管理の指導に、監視員の優秀な人がますます必要である。

1. 制度化し、社会的職業とする。
2. 衛生工学等の専門教育を行う。
3. 監視員の数は3倍にする。
4. 現職監視員の再訓練をする。
5. 財政的裏付けとして保健所定員に入れる。
6. 移動させずに保健所に固定させる。

▶追加討論「大都市としての立場」

村田 哲夫 大阪市東成保健所

監視員制度の再検討の時期にきている。環境衛生監視員が設置されて、衛生管理、昆虫駆除、し尿処理、煤煙防止対策等の仕事がふえているのに、監視員制度はそのまま放置されている。監視員が、管理する件数は多いので、年に1～2回しかまわれない状態である。

質問、細部（大阪市学校薬剤師会長）

公衆の中から監視員を助けるような制度を考えることはできないか。

助言者、梶山：地域組織の人達を中心になって、自主的に行えば監視員の手がはぶける。地域組織の育成強化が必要である。

助言者、高木：(1)地域婦人活動、自分達ですること感銘した。小さい地域で解決できない問題は、地方自治体の財政によって行う。(2)総合的に考えなおす段階にきている。(3)大阪が中心となって近府県で意見をまとめる必要がある。(4)技術面について、民衆と直接に接してゆくのは監視員であるので再訓練をする必要がある。食品衛生監視員の再訓練を3日間やってみたがさらに範囲を広げて近畿付近が一体になり一つの新しい形をつくってみたいらどうか。

座長：監視員研修会をもちたい。大阪大会30日に提案する。

質問、水田：騒音について問題が除外されているがどうか。

助言者、梶山：公害に含めてある。

座長：誰かが緑の下の方力持ちにならねば、公衆衛生、環境衛生の問題は解決しない。各団体、市町村によびかけてゆきたい。

保健所の整備拡充について

1. 保健所の整備拡充について
2. 保健所の施設拡充について
3. 保健所職員の確保について
4. サービスの改善強化について
5. 自由討論

座 長	大阪市立大学教授	滝 内 秋 治
助言者	泉 佐 野 保 健 所 長	城 鉄 生
〃	南 保 健 所 長	荒 井 惇
〃	城 東 保 健 所 長	西 滋 夫
〃	吹 田 保 健 所 長	浜 口 剛 一

座長.

アメリカ、イギリスでは1862年頃から保健所が始まっているが、わが国では昭和23年9月からで10年しかたらず未完成の部分が多い。今日は保健所関係者から保健所の改善点を討論していただきたい。発言者は行政官以外の人々から成っているの、単に保健所の在り方に対する不平、不満のはけ口にとどまらず、如何に打解して行くかについて建設的な意見を出していただきたい。そして自由討論に力を入れてできるだけ広い範囲の人の発言を聞きたいと思う。

1. 保健所の整備拡充について

主討論

村上 信一 八尾市衛生課長

現在の保健所の在り方といかに整備拡充するかについて私見をのべる。憲法25条の公衆衛生の増進、社会福祉の増進に従って国民健康保険、国民年金が制定されている。保健所法も昭和22年にでき、目的達成に公衆衛生に関する広い範囲の事業内容をあげている。しかし実際は保健所の内容は非常に暗い。整備拡充については後に発言があるので私は誰がこれをするのかについて述べる。もちろん公共団体の職員の責任である。しかし予算の面もあり市町村の協力が必要であ

る。最近は人口10万人単位のところが支所を設ける傾向にある。しかし一方市町村によつては公衆衛生に関する課がないところもあって保健所に負担が多くかかっている。この点市町村も考えねばならぬ。さらになんといつても、皆様方の協力が必要である。保健所の整備には学校や道路の改善についての時と同じように皆様方のバックアップによってマスコミの力で解決に協力していただきたい。

▶ 追加討論.

原 清 岸和田市衛生課長

新保健所法ができて12年になる。この問題がある程度改善されたかという点決してそうではない。レントゲンの断層設備がない映写機がない等。もっともっとP.R.が必要である。米英では1～2万人単位にある。そこまで行かなくても市民、医師の研究の場として利用されねばならない。まず予算の増額が必要である。結論として保健所の人員の問題もあるがまず予算、P.R.によって予算を拡大することである。

助言者 城

まことに有難い言葉で全く同感。例えば食品衛生に関する監視員は許可の要するもの400件その他のもの500件計900件を検査、指導する必要があるのは2人

である。その中1人は狂犬病の予防注射に行ってしまう。これでは市民に納得の行くサービスはできない。だからといって放っておくこともできない。予算を増額して人員を増すことが大事である。府、市の段階ではなく国の段階である。大蔵省の壁を破るには国民全体の力が必要である。医師会、婦人会等の協力が必要である。

座長

市民の皆様の予算獲得の協力をおねがいする。

2. 保健所の施設の拡充について

主討論

米田勘四郎 南区公衆衛生協力会長

日頃、保健所の施設、人員について痛感することを述べる。①施設について、戦後数年間に建てた木造建築は改造する必要がある。相当ひどい状態である。南保健所は26年に建てられたが損傷はなはだしい。従来の耐用年数に拘わらず建てなおすこと。また建物が狭すぎる。南保健所は木造2階建である。規格通りだが実にせま苦しい。会議室は他で借りなければならない。せめて東保健所(250坪、診察室3)位にする必要がある。②人員について、非常に忙しい。厚生省の定員は解せない。対象の事情が異なるのに一律に決めるのはずさんだ。合理的な根拠に基いて決めるべきだ。③機能について。市民の保健衛生に関することはすべてここですませるようにしてほしい。薬局関係はノータッチであるのは不可解だ。結論として、一応保健所は全国に配置されたのであるからこの際当局は早急に再検討して公衆衛生の向上、市民の為に整備することである。

▶ 追力討論

土井畑俊明 大阪公衆衛生協力会連合会

保健所は制度上よくできている。が実際には矛盾はなはだしいことを皆様とうたえたい。人口、広さに比例した保健所であるべきだ。現在5万人のところから浅草の20万人のところもある。食監の仕事も2人位でどうしてできるのか。1件で半日もかかる池田でさえそうだ。このことは厚生省も知らぬ。しかも国庫の補助をもらっていない。予算は保健所数が525から本年は789に増したにも拘わらず要求額400億円に対して20億円程度である。監視員が国庫の補助を求めることが本会の目的であるべきだ。監視員を国庫の「ひも

つき」にすることが先決である。

助言者 荒井

10年ほど所長をして困ったことは保健所へくる人できるだけ少くするようにしなければならないことだ。建物も古く、人員も不足しているからだ。しかしようやく関係当局も保健所を改善する傾向がみえる。今までの「A.B.C」制を改めて土地に応じて、都会型、農村型、中間型、さらに帯広のように人口の非常にまばらな所というように四種類に分ける案もでている。しかし分け方は定員のみでなく建物についても考えるべきである。東保健所もできたが人口の多いところであれば足りない。食監についていうと、南では飲食店だけで3000件もある。その他4500件計7500件を6名でやっている。事務員の座るところもない。床のきしむ所もある。保健所の建物は全国的に考え直さねばならぬ。また内容も考えるべきである。診察室は一つでは足りない。試験室でも満足に検査ができぬ。大阪市の保健所と大阪府の保健所では機能が異っている。薬事法について困ったことがある。西成でヒロポン関係で苦杯をなめた。現在府市は仲がよさそうであるからできれば権限をゆずっていただきたい。

施設の拡張について皆様の協力を期待する。このような大会を通じて厚生省へハッパをかけることが必要である。

座長

人口が同じであつても監督対象が非常に異なる。建物についても一律であるが、それで行けるところもあるが困るところが多い。もうこの辺で再編成する必要がある。私は生野で所長を勤めたことがあるがA級で300坪となっている。それは炭俵を積んだところ、便所をも入れて300坪だ。当時はやむを得なかったかも知れぬが現在立派なものにすることは緊急に必要である。

3. 保健所職員の確保について

主討論

今西 達雄 天王寺区赤十字奉仕団長(代理)

「今西」赤十字奉仕団長は昨夜来胃疼痛を起こしているので代りに私がのべる。

保健所創設以来10数年、公衆衛生に貢献するところ大である。その点感謝している。しかしいろいろな問

題がある。保健所の整備拡充が必要である。業務内容と職員数を対比すると余りにも不均衡である。これでは業務を完行することは不可能である。現在表面的な処理に終わっているのではないかと思う。職員充足について。①医師の不足。希望者が少い。原因は報酬が少いこと、将来に希望がもてないこと。さらに臨床研究ができないことである。無理のないことだ。大阪市では奨学貸費資金を行なっているが微々たるものだ。もっと増額しなければならない。このようなことは国が行うべきだ。防衛大学校のように公衆衛生大学、保健所大学をつくり保健所々員を養成すべきだ。②保健婦について。人口1万につき一人の割合だが訪問指導は期し難い。活動を充実するにはさらに増員が必要。一般の保険組合、病院にも保健婦をおき医師と分業して治療を円滑に行うようにすること。③食品、環境衛生監視員について。許可時の調査、2年に1回の一斉検査、突発的な事件で手が一杯だ。計画的な仕事はできない。現在環境衛生同業組合ができていようだ。これを指導し、自主的に研究させ監督させてはどうか。

▶ 追加討論

泉原 伸治

大阪府薬剤師協会公衆衛生委員会長

現在人員の増加を要求することは論を待たない。母子衛生、伝染病などの仕事は行われているが環境衛生、食品衛生に関してはやや立ちおけている。衛生技術官の不足である。また法的にも科学的な活動が望まれるのに、事務的な仕事に追われているのは残念だ。薬剤師、獣医師より成っていると思うが、その分科の活動ができるように試験設備等の拡充を望む。現在保健所ではできず衛生試験所に頼っているのは残念である。

助言者 西

保健所の生長がかたよっている。衛生行政を行うには管内の人の信頼が必要である。そのためには人と物との整備が必要。人の面については、A.B.C 級に矛盾がある。そこで新しい型ができてきた。大阪周辺は準都市型に入と思う。市では大体65%充足されているということである。しかし中心部と周辺部では性格、仕事の内容が異なる。厚生省の新しい型で行くと事務職員の増加があるが医師の問題は毎年悩んでいる。望ましいのは衛生行政官としての医師である。臨床の

医師もできればほしいがまず前者だ。医育の面も考えねばならない。滝内先生が市大におられるが十分に医師を得ることができない。無理はない。将来がはっきりしない。保健所より病院に行く方がよい。だから風変わりな人しか得られない。やはりその面の育成機関が必要である。非常勤職員では充分なことではできぬ。やはり常勤がほしい。若い医師を得るには単に待遇だけでなく、受入れる素地と魅力がないという。今の日本の保健所の理念が高すぎて国情にマッチしないと思われる。しかし私達は貧しい人達を明かるくすることが国の責任であろうと思って努力している。今日の決議を10月の新潟の大会に持ちこむ積りです。

座長

特に医師の欠員ははなはだしい。八幡市では100%だが全国で30%、大阪市でも66%だ。厚生省も一昨年から給費制度をつくった。市からも依頼をうけるが希望者が少ない。今西さんの公衆衛生大学の創立はまことに結構だ。衛生行政を主に勉強する人を作りたい。治療医学を身につけると保健所へはきたがらない。治療医学を身につけない人ができれば保健所の問題は解決するだろう。また保健所の側に魅力がないことも事実だ。割合充実されているのは栄養士、獣医師である。

4. サービスの改善強化について

主討論

宮崎 郁子 守口市衛生婦人奉仕会長

衛生婦人奉仕会が出来て数年、保健所に出入しているが余りにも不完全であることに気付いている。守口は人口11万6千に対して職員は小使さんを入れて30人である。技術者は少い。技術面は婦人奉仕会がさかだちしても何もできぬ。憲法で義務付けられているのに保健所はなっていない。設備、人員が不十分だ。金がないといっても生まれてきた赤ん坊をはだかでおけるか。政府がなぜこのように公衆衛生をなおざりにするのかわからぬ。守口の例でも人員が少く。事務的仕事が多い。定員は理在でも67%位であると聞いたができたときにはもっと少なかったと思う。これは全国の問題だ。保健所の人員拡張に全国的に声を大にすべきだ。

座長

追加討論の安田文子さんがまだお見えにはなっていないので省略します。

▶ 泉原伸治（府薬）

学校薬剤師会では学校衛生、食品衛生、環境衛生に力を入れている。それらに必要な器具を一応そろえた。保健所でもこれらの器具をそろえて一般市民に公開していただきたい。体温計の検査、食用色素、化粧品などの設備もできれば理想だ。また薬剤師も医師が予防注射に協力するように協力すると町の衛生に役立つと思う。今後開業薬剤師と保健所とは何らかのつながりをもちたい。そのような協力体勢が必要である。学校衛生は教育委員会系統であるが保健所は地域の衛生を担当しているので協力していただきたい。お互に協力しよう。

助言者 浜口

保健所員はサービス精神に徹するべきであるのに人員と施設の不足のためにサービスができない。保健所は発足当時より仕事が増えた。特に結核対策の仕事が非常に多くなった。また環境衛生、食品衛生の仕事が最近法律の下に増えてきている。これらはすべてたった1人の監視員にかかってきている。この他法で規定されたもの以外に地元の人達の自主的な要望が加わっている。保健所は試験、検査を行うことになっているが、大阪では2～3の保健所以外はすべて衛生試験所へもって行っている。無理して所員に押しつけても駄目だ。

医療保障の7人委員会の答申によると保健所は集団サービスから個人サービスに移るべきだといっているがもっともである。しかし乳幼児の検査だけでも大変だ。1日に80人もきたのでは1人の医師と1人の保健婦でどんな指導ができるのか。なるべく人にきいていただきたいというのが現状だ。まったくイライラしてくる。保健所はもはやにっちもさっちも行かぬ。

人員の配置は適当か。A.B.C級も今度人口によって都市型と農村型に変わってきた。大阪でも人員、予算の面で多少とも増加の傾向にある。少しは改善されると思うがさらに皆様方の協力を望む。

5. 自由討論

見田癸巳郎 大阪府薬剤師協会理事

保健所の医療担当者、当該担当者でもって毎月委員会を開いて、保健所の意見をのべ、地域の医療機関との連絡を密にし、市民の要望も聞くようにする。また保健所の管轄に保育所もあるが保育所の設備、充実について、保育所法の設置を政府に要望してほしい。

助言者 荒井

医師会は世界的に保健所に協力しない。ところが日本では3年前にパンフレットを出して保健所に協力するという態度をとっている。医師会に公衆衛生対策専門委員会をつくった。そこで毎月幹部の人が集って協議している。その他の結核、母子衛生などの委員会もできたが今では公衆衛生対策委員会のみになっている。結核については医師会に対策委員会がありそこを代用している。具体的には南区では市民の結核検診のとき医師会の奉仕で無料健康相談を会場毎に開いている。その他の団体との定期的な協力はしていない。公衆衛生協議会とも連絡をとって行きたい。

▶ 見田癸巳郎（府薬）

そんな狭いものでなく医師、薬剤師、歯科医、助産婦などすべてを含むものをいっているのだ。あなたのいうのは医師会のみだ。

座長

荒井先生は一例をあげたのだ。

▶ 見田

学校薬剤師会、学校医会などが働いている。同じように保育所についてもこのような法律を作ってほしいと要望している。

▶ 小西 正子

大阪府高槻保健所

保健婦が保育所に行くことは結構だと思うのだが保育所は乳児というより子供が多い。また今の子はもっと大きなものを望むので大いに結構だ。

▶ 土井畑俊明

大阪公衆衛生協力会連合会

いかにも保健所は法で認められているが実際は国家が無視しているといえる。警察予備隊ができたとき、これを廃止するといったことでわかる。保健所は地

方の各官庁に比して建物がバラックであることからわかる。大阪の玄関口である北の保健所と隣りの警察署と比べてみるとよい。政府には衛生に関する意欲がない。予算は全体の $\frac{1}{1000}$ にすぎない。せめて $\frac{3}{1000}$ にすべきである。新潟大会ではどうか声を大にしていただきたい。

座長

岸（首相）さんは保健所をみたことがあるか。厚生省の次官が保健所にきてレントゲンのあるのをみて驚いた。それも古いレントゲンだ。政府は保健所については全然知らない。政府の要人に面談の折はぜひ保健所の重要性について話してほしい。北保健所も大いに見せるべきだ。遠慮することはない。

▶小西 正子 大阪府高槻保健所

公衆衛生大学を設置することに賛成だ。現在保健所で医師がその分野だけで技術のサービスをするのでは不十分だと思う。それなら開業医でもよい。それよりも行政面での企画にはそれぞれ技術の担当の人が参加しなければならぬ。保健所の中では保健婦はその他の人々といつも討論している。

▶前田 正利 大阪府布施保健所

待合室について² 火がない。月曜に結核患者がくる。火曜には赤ちゃん、水曜には性病患者がくる。これではどうか。待合室を完成することが最も大きなサービスではないか。これぐらいのことは予算がないというが充分できることだと思う。大津の保健所では結核、赤ちゃん、性病の待合室を別にしている。このような面も皆様の力でやっていただきたい。

助言者 城

私の所でも長椅子を待合に使っている。待合室の問題もあるが予診室もなく受付でやっている。診察室も結核のはあるが乳児のがない。待合室もつくりたいが他の施設もつくりたい。

▶宮崎 郁子 守口市衛婦

守口の保健所は他に比して悪い保健所であるといったのではない。人員の不備を要望するためにいったのだからその点誤解なき様にしてほしい。

▶藤田 健次 大阪市西淀川保健所長

うちは昨年立派なものができた。225坪、鉄筋の1

階にした。大阪市としては初めての鉄筋だ。部屋はあれもけずり、これもけずり結局待合室はできず廊下を当てている。診察室は5つ、種々に使い分けているが満足でない。ただ割合に広いので集団でこられても人の流れが良いようにしている。新しいところでもこの様な状態だ。

▶立松 宗一 大阪府八尾保健所長

うちも待合室はない。廊下に長椅子をおいている。しかし結核患者と赤ちゃんの診察室を右と左に分けているので少しはましだと思っている。

▶村上 信一 八尾市衛生課長

欠員について他との比較はどうか。また質の問題はどうか。技術職員でなければならないところを事務職員で間に合せているところがある。また府、市職員で技術職員が事務に入っているところがある。このような点を調べて技術職員をまわしてほしい。監視員についても、直に現場に行けば簡単にすむことでも遅くなると問題が複雑になることが多い。その意味で機動力をもたせてほしい。今では自転車しかない。市内はよいが私達のところでは奈良県境の山のところまで及んでいる。この点を何とか望む。

助言者 浜口

職員は府全体で612名であって全職員6000人の約 $\frac{1}{10}$ であってかなり多い。保健所内では可及的に技術者は事務に転用しないように努力している。スクーターについては各保健所に一台配置されることになっている。

▶原 清 岸和田市衛生課長

助言者の助言は余りにも設備の点のみだ。このような個々の問題でなくもっと大きな問題を討議してほしいと思う。

座長

小さなことから大きなことが生じるのだ。予定時間もすぎたのでこの辺で分科会をうち切りたい。今日討議されたことを後で助言者の方と準備委員とで一応決議文にまとめ30日の大阪公衆衛生大会にも発表して、厚生省にまで至らせるようにしようと思う。

以上をもって第3分科会を終了する。

閉会12時15分

つづいて天然色スライド『わたしは保健婦』以上

学 校 保 健

1. 学 校 給 食

3. 学校医等の活動

2. 学 校 環 境 衛 生

4. 安 全 教 育

座 長	布施市第五中学校長	渡 辺 銚 一
助言者	大阪市立集英小学校長	杉 田 貞 三
助言者	大阪大学教授	丸 山 博

1. 学校給食

▶長崎 重美 泉南郡田尻町衛生婦人奉仕会長
日本人の食生活の質は、戦後しだいに改善されたとはいえ、まだ諸外国に比べて脂肪の摂取量は甚だしく劣り、たんぱく質もやや劣る。この背景のもとに学校給食の果たした役割は大きい、とくに、これを通じての家庭啓蒙の必要性の都市部よりも大なる農村においてかえって普及のおそいことが問題である。

▶猫西 一也 大阪市衛生局食品衛生係長
調理従事者が、給食数にくらべて少なすぎ、その缺点が衛生管理面にしわ寄せされている。施設の不備、便所や汚物の処理の不完全なものがある。なお、大学や保健所の行なった研究結果が現場に行動化される程普及していない。

▶西 起三郎 大阪市学校保健会学校医部公
学校給食は、完全に実施しても全食数の5にも足らずこれのみをもって栄養改善は望みがたい。また校長の自由採量を大中にみとめるべきである。規則に拘泥せず、中学校にもはやく実施すべきである。

▶見田癸巳郎 府薬剤師協合理事
追加食品衛生のみならず、環境衛生についての保健所の検査設備は貧弱で、いまの学校の需要に応じ得ない。なお給食の配分に携わる児童に手洗いとマスクを徹底する要あり。

2. 学校環境衛生

▶佐竹 義民 府立清水谷高校教諭
古い校舎の採光、換気の調査を行ってみたが、この

方面に対する経済的な裏づけ、学校薬剤師の設置、検査器具の整備などを希望する。

▶森 茂一郎 大阪市立曽根崎小学校
保健教育の目的は、単に病気の名をおぼえたりすることだけではない。環境と人間の在り方について勉強することが必要で、主体の意欲と、よい環境は共に欠くことができない。また実験をするなら、問題解決の意図を明確にし、しかも、とことんまで追求すべきである。

▶細部新一郎 大阪市学校薬剤師会長
学校環境の維持改善と、児童生徒の環境衛生的感覚の喚起、これが学校環境測定の目的である。学校薬剤師は種々な測定に従事して、この目的のための基礎となるべき資料を提供している。

3. 学校医等の活動

▶島崎 楠 大阪府医師会公衆衛生委員会委員
医師会として学健保健にどのように関係しているか、医師会と地区の学校医会との連けい状況、学校保健事業と医師会の公衆衛生活動との関係、学校保健委員会と医師会の関係についてそれぞれ数字をあげて比べると、市内地域が市外地域にくらべ比較的低調である点が指摘され、学校保健の分野に府医師会をもっと利用しよう希望したい。

▶津田 勝 大阪府学校歯科医会長
学校歯科医の職務執行の準則の個条を追ってなぜ実際の活動がふるわぬかについて、数字をあげてみると、学校保健委員会に招かれる回数の稀なこと、健康相

談、処置等に学校が協力的であるか否か、PTA、家庭の理解の向上などが問題であることがわかるのである。

▶大迫 昌三 大阪市学校薬剤師会副会長
市薬剤師会で行った市内の学校の環境総合調査の感想をのべると、器具はせめて4～5組ほしい。衛研や保健所に手伝って欲しいが、保健所には計器類がない。中・高校の食堂の網戸、炊事人の清けつ観念等に注意を要するものがある。などである。

▶森山 八郎 大阪市立立加美中学校
調査によれば、健康相談はあまり行なわれていない。学校医等の執務日誌の整備不十分で、様式の統一が望ましい。学校でおこった災害時の治療費は、しばしば校医の奉仕、PTA負担などでまかなわれる。修学旅行、夏季学舎随行の医師にたいする報酬なども市教委で払うべきである。学校医等の報酬を引上げ、耳鼻科専門校医を設置すべきである。

▶島崎 惇 大阪府医師会公衆衛生委員会委員
医師会が学校医に協力するとき、無報酬のことが多い。医師会全面協力のときは、報酬のあるものなし。大阪市学校医の報酬は少なすぎるが、仕事をふやされるのがいやだから、これ以上、上げて困るという声もある。

▶伊藤 謙吉 大阪市学校保健会学校医部会
追加自然陽転児の発病予防に、化学療法剤の内服を採用することを提唱する。

▶西 起三郎 大阪市学校保健会学校医部会
追加義務教育は、保健教育関係者を冷遇しておる。校医の中に不熱心なものもあるが、校長の中にもそれがあり、両方とも互に反省すべきである。

4. 安全教育

▶桜井米次郎 寝屋川北小学校教頭
校外の安全ということに主目標をおき、児童の意識調

査をやってみた。その結果得た具体的方針として、教師は終日児童と行動を共にし、放課後または解散後も児童が家につくまで居残る。海水浴のときは必ず下検分し、参加者名簿をととのえ、指導者の受持ち人数は10人を理想とする。自分らでできたことは、自分で守るようにする。

▶平川修一郎 大阪市学校薬剤師会副会長
すしずめ学級、せまい運動場は、騒音、塵埃、災害を促す。合法的越境入学などに配慮が欲しい。理科実験を見せる教育からさせる教育にするため、施設と器具を整備して欲しい。浄化槽の排水にクロールが検出されるべきこと等、広い意味での予防医学の徹底を計ってほしい。

追加提案

▶西 起三郎 大阪市学校保健会学校医部会
学徒のための保健施設（保健センター）と学徒の健康保険の設置を促すよう要望する。

▶細部新一郎 大阪市学校薬剤師会長
給食パンをうまくするのに強力粉を8割にふやされた

い。
助言者 杉 田 市学校給食協会会長として
現在7割であるが、次第に理想の線に近づくよう努力している。

総括

助言者 丸 山
学校保健は、公衆衛生全体の中で解決しなければならないというのが、この分科会の存在の理由である。養護教諭の問題が出なかったし、また討論がもっと活発であればよかったと思った。教育の場を地域社会の保健問題にまでのぼしていかねばならぬ。

座長

本日の提案事項は、われわれの方でまとめて、しかるべく当局に陳情、上申したいと思うので、座長におまかせ願いたい。 一同拍手。

「母子衛生と家族計画」

第一部 母子衛生

第二部 家族計画

座長	大阪市立大学	高井俊夫
助言者	大阪市衛生局長	広島英夫
〃	大阪大学精神神経科助手	浜中董香
〃	大阪府婦人歯科医会長	海野とよ子

第一部 母子衛生

主討論

地域における母子衛生活動の組織化

地域における母子衛生活動のあり方

本田寿恵子 大阪市婦人団体
協議会理事

平和になって老人病、母子衛生が問題になってきた。大阪市の各区には保健所があるが母子会は、東成と浪速の二カ所しかない。保健所のサービスがかなり行なわれていても、全組織をもうらした組織が必要である。悪の芽ばえは幼年時代にある。貧困家庭において産児調節は急務である。調節すべき階級が生みほうだいという現状を打かいして、すみよい社会を作りたい。大阪市では、男性中心の日赤団体が地域組織を形成している。ここに婦人の声をくみ入れて会を作ってゆく必要あり。大阪府には、衛生婦人奉仕会という組織があるが大阪市の方にはないので、大阪市、民間団体が、こうした組織をつくり上げて行くのが、急務ではないか。

浪速区母子会の活動について

渡辺光子 大阪市浪速区
母子会長

市内22区中 2区しか母子会がない。当局は、母子衛生にもっと力を入れるべきである。会の運営で問題になることは、当局の認識不足で費用のないことである。費用の方は、会員より月十円ずつ集め、地域の有力者より寄付をうけた。3カ年でやっと軌道にのってきた

活動についてのべると。

- 1, 受胎調節—映画で知識をひろめ、薬品、ペッサリー、コンドームを紹介し、必要がない子は産まない様、また、はずかしいので、医者に相談できない人の相談にのる。
- 2, 妊娠の衛生—産褥熱のおそろしさと衛生、赤ちゃんの衣服と、沐浴の仕方。
- 3, 乳児のうつりやすい病氣—乳幼児の発熱、急変のおそろしさと、手あての仕方。
- 4, 種痘、ジフテリア、百日せき、インフルエンザ等の注射は、保健所からきてもらい、会員には半額奉仕する。
- 5, 育児—子供のおやつ
- 6, 口腔衛生—Caについて
- 7, 赤ちゃんコンクール
- 8, リクリエーション—赤ちゃんをもった母親のみ集まり森永乳業等の見学をする。
- 9, 映画、料理の講習
- 10, 保健所に協力する

役員の問題は、母親を対象としているが、委員長はじめ役員は、子供より手の離れている人に、委員には幼稚園にいらっている程度の子供のある母親になってもらっている。

今後の抱負は、遺伝病、結核、血液型の知識を得たい。来年は全市22区に母子会ができてほしい。

乳幼児健康相談における助産婦の役割

藤原 玉子 大阪府助産婦会
吹 田 市 部

助産婦は、分娩の面倒をみるだけでよいのではない保健所外の乳幼児健康相談をした。保健所は地理的にへんぴなところにあった。人口 12万 (2,700世帯)、昭和25年においては、大阪府でも屈指に数えられるほど死亡率は高かった。保健所は利用されていなかった保健所に協力すると共に、奉仕会、助産婦会等各組織が緊密に連絡して、会場として小学校、公民館を無料でかり衛生相談をうけた。昭和26年に1カ所、S28に3 S29に 4、S30に1、S31に1カ所開設カ所の増加をした。S32から医師会から支持をうけ、32年に 3、33年に2カ所で現在17カ所ある。利用者数は、S25年39回622人 S27、S28、S29は低調で同数。S33年になって増加した。4月から10月まで月1回健康相談、冬期には、離乳食の相談、未熟児、虚弱児の四肢不自由児者の講習もした。利用者数は、S25年からS33年の間で3倍に増加し、保健医の不足を感じた。乳児死亡率も $\frac{1}{3}$ に減少した。助産婦の仕事は、市民一般に認識されるようになった。

新生児 4 週間の観察

若林 一子 大阪府助産婦会
東 淀 川 支 部

観察したのはS33年12月～34年4月の間の80人で殆ど家庭分娩である。体重に重点をおいた。

①臍帯脱落日数—6日がもっとも大きい。しかし児の大きさと日とは無関係である。

②生理的体重減少。

③もとにもどる日数—7日～14日が多い。

初産51%経産50%

④体重 増加 (4週間の間) 500～800gが多い。

⑤授乳方法と体重増加—いずれの方法 (時間をきっちりするしない) をとっても関係なし。一今後も研究の余地はある。500g～800gの増加をみる。4週間の観察であったが体重増加が500g～800gのもの多く、これを800g～1000gの間にもってゆきたい。生後4週間の指導が特に必要であり、それに助産婦会があたってゆく。

保健所における保健婦の

母子衛生活動について

山田 良子 大阪市南保健所

児童の健康は、母親の健康によるところ大である。

妊婦、乳児、青年と、総合的に健康を管理してゆくことが大切である。未熟児は、新生児の死亡の原因となっている。養育対策が講じられていないので、2.5Kg以下の子供の産まれたときは、保健所に届ける様にし保健所が指導してゆきたい。必要なときは、医療給付制度によって病院に入れるようにしたい。

全国的には、乳児の死亡率は100/1000人でS30には、40人以下にへった。諸外国にくらべると、中間位に位する。死因として上げられる主なものは

(1)先天性弱質、(2)肺炎、(3)胃腸炎、

幼児1才～5才の死亡率は乳児にくらべて少い。

しかし、事故死が多くなっている。

死産を導くものとして、戦前は(1)産褥熱(2)妊娠中毒が多かったが戦後には妊娠中毒、出血、子宮外妊娠に変わっており、人口妊娠中絶による死産はふえてきている。

南区の状態は、人口7万人で、昼間人口は多く、飲食店が多い。昭和33年の幼児の死亡は、22人でその内肺炎6先天性弱質4、新生メレナ2、新生児8であるが、新生児中、未熟児が半分である。

指導数は増加しており、受乳の仕方も母乳によるもの市平均では49%、南区では43%、混合乳、市33%、南区37%、人工乳、市18%、南区20%発育の状態は上に位するもの—市では36%、南区では42%、中位—市58%、南区51%、下位—市では6%、南区7%である

活動としては、乳児5カ月～1才までの集団検診、養育費の給付、年2回母親教育、母子手帖の交付、妊娠前半53%後半47%。南区においては施設内分娩が多い。

将来の抱負として、全員1回検診を受けることになっているが、来所の実人員は少く、現状は把握されにくいので、カードを作って、来所しない乳幼児の管理をする。来所者に対する指導は巾のある指導をする。幼児には、無理のないしつけ教育等をする。抵抗力が弱いので、指導が大切で、電化生活や団地族がふえる環境に適した指導が重要である。幼児の集団検診は、小学校入学まで必要である。妊婦では疾病の早期発見また届出を早く確実にさせる。中絶問題は社会にPRする。とくに若い人にはおそろしさを訴えることが必要である。当保健所としては

①乳幼児全員の健康管理をする

②来所者には、目的にそうようにする

③精神衛生管理をする

④人口中絶のPR

⑤妊娠の早期届出

⑥幼児に対する安全教育を徹底した

母子衛生活動の地域における連繋について

伴 一枝 大阪府
池田保健所

保健所の利用者は、一部のものに限られていた。結核事業におわれ、乳幼児問題は、所内相談にとじこもりがちであったが、最近は保健所より離れた人々の要望により、出張してゆくようになった。本保健所は二市一村よりなる。利用率は農村は70～80％、市街は40～60％、医療機関を利用しているものは市街に多く20～30％何処も利用しない人は農村では少く、市街に多く問題のあることがわかった。農村においては、組織化された衛生婦人奉仕団の力により、保健所の需要を満たしている。母子センターが中心となるのであろう。市街においては、医療機関も多く保健所もあるのに相談にこないものが多い。組織化された婦人会があっても、限度がある。解決策としては衛生奉仕団、助産婦、医、歯、師会の総合計画を推進する。幼児管理カードを作り、相談にこない問題になる人を把握してゆく。国保の実施によって、かなりよくなってゆくであらう。

自由討論

三木 泰治 大阪市
西成保健所長

(衛生婦人奉仕会が大阪市にな ということについて)

大阪市には、日赤奉仕団の婦人部、婦人協議会というものがあり、衛生活動に協力してもらっている。さらに新しい組織を作るとことはむずかしい。衛生関係の裏付として日赤は都合がよいので、保健所も協力している。地区組織の活動がさかんになると、保健所も過労におちいる。組織にこたえて行かなくてはならないからである。保健所としても、各所がクリニックを行う時は、保健医のたらないときでもあり、医師会との連絡をとる必要がある。

(母子会が浪速、東成の2区しかないことについて)

此花区には婦人会といって母子会にかわる婦人部がある。母子会を新たに作らなくても何ら不便を感じない。

(乳児の健康問題について)

▶吹田市母子会

保健所内外のクリニックの関係について、吹田では週1回、年間8回の母子相談をした。3650名の相談をうけた。多い日には501/day 所外では1900人、所内における50人/回の割合になる。所内にくるのは、若い母親で第一子のものが多い。所外では、第二子第三子が多い。農家では所外のクリニックにくる人がほとんどで、きやすく、心やすいのが特徴である。今後は未相談者に対して充分働きかけてゆきたい。

助言者 広 島

どうして所外の方にきやすいのか？

▶吹田市 母子会

距離的な問題、また保健所が役所である、という関係もある。所外であると顔見知りの人がくるので、きやすいという点。保健医の週2回という訪問をもっとふやしてほしいが。

助言者 広 島

保健所にくる小児科の医師が少ないので、回数がふやせなかった。今後はもっとふやしたい。公衆衛生に従事する医師が少ないのは残念である。小児科医として、昔は相談をうけるのは、きてもらわなくてもよい母親が多かった。今日の乳児健康相談でも比較し合ったり、そのまま、十分であるといっても、不満である人が多い。ラジオ、テレビのPRをまにうけすぎて、ただ肥やしたらよい、と思ったりしている。乳児の知能テストにしても、優秀な子供をつれてくる方が多いようで、本当の意味の知能相談でないようである。

▶吉 田 (阿倍野区)

：医師が少ないので回数がへるという。阿倍野区では範囲が広いので、日曜日に学校をかりて、その場所に小児科医が当番制でくるように交渉してほしい。

▶高槻市 地域団体の中に婦人奉仕団、衛生婦人奉仕団をもっていて、母子会の役目をしているので、大阪市の方でも、この組織を作る方が助成金の関係もあるので、よいのではないかと？

座 長

保健所にこない子をきさせるためにカードシステムを作りたい。また事故死が多いが、地区組織でも対象とすべきである。忘れられているのは、2～3才の栄養の問題で全く指導されていない。精神衛生の指導者が少ない。

▶浜 中 医学の精神面の研究はおくれている。
例として乳児の二つの施設をあげると、
(A) 子供2人に母親代りのもの一人
(B) 母親の役目をきめず、身体的の面倒はいたれり
つくせりにみている。生理的要求は十分あたえる。
結果として。
(A) 生き生きとして、精神的身体的發育は十分。
(B) 無欲で發育おくれ、無口で歩ける子も少い。
無菌状態で育てたので100人中36人死亡。
右のことはいくら肉体的な要求を満たしてやっても、

母親としての役割が必要である。ことを物語っている
今精神科をおとずれる人も、対人関係の障害が大きい
原因になっている。これは、生まれてのちのことが全
部影響しているのである。精神衛生は、まだ常識にお
わっているが、もっと医学的な知識が必要なのではないか。

助言者 海 野

母子歯科、コンクール。口腔衛生相談等を地区の映
画、講習で行う。

第 二 部 家 族 計 画

1. 大阪市における家族計画の実施状況につ いて

井林正三郎 大阪市衛生局
医 務 係 長

市民は家族計画の方法を新聞、雑誌等を通じて知っ
ているが、それがどの程度実施されているか、といえ
ば、50才未満では、大阪府において39.2%である。そ
のうち市部では40.5%、郡部では35.7%となっており、
市部の方がやや高率である。

現在本市で実施している対象を大体三つに分けるこ
とができる。

- 1 大企業の従業員
- 2 保健所（一般大衆）
- 3 生活保護家庭、ボーダーライン層

大企業においては、企業主が指導にあたる場合と、健
康保険組合が指導にあたる場合とがある。大阪市では
特に3の家族計画に力をいれており、これには福祉事
務所、民生委員、保健所の三者の協力が必要である。

現在、大阪市には受胎調節実地指導員が130人おり、
家庭訪問の方法により、3300人に薬品、器具を無料に
て配付している。しかし生活保護層で指導を必要とす
るものが6000人もまだいるような現状であり、家庭訪
問も同一家庭に何度も行わねばならないので、今後指
導員を拡張していかなければならない。

2. 保健所における家族計画の進め方

河 野 進 大阪府富田林保健所
普 及 課 長

保健所と一口にいても、個々の特殊事情があるも
のだから、富田林保健所の場合についてお話しするこ

とにする。家族計画の実施は都市でも農村でも急務で
あるが指導面では、きわめて困難がある。昭31年では
181世帯の指導にあたっている。ところで、当保健所
の管内の範囲は広く256km²で、人口密度は400人/
km²であって、相当に稀薄である。そこで昭32年9月
以来、それまで和歌山、高知で行われていた保健婦の
駐在制度をとるようになった。これによって、調節対
象の把握も、名簿をつくり、それを地区担当の指導員
に渡すことによって可能になった。

最近、とくに注目されている地区組織活動も充分に
活用して、婦人奉仕会の受胎調節推進委員会とも連絡
して普及につとめた。また機会を見つけては（例えば
赤ちやんコンクールの後など）実施指導の成果をおさ
めた。当保健所としては、個別指導の場所も配慮して
いる。しかし、管内の貧困層の対象は1300世帯であり
今後は

- 1、受胎調節委員会の事務面を保健所が全部カバー
すること。
- 2、予算面でも増額して有給嘱託医を動員すること
- 3、事業所に進出して実地指導の効果を上げることが
考えられる。

3. 受胎調節実施指導の問題点について

山下かしよ 大阪府受胎調節実地
指 導 員 協 会 長

指導員の数、府下で82人、市部では130人である
が、注意すべきことは、受胎調節実施面で、保健所
によって差がある。ということである。この原因をさぐ
って見ると、次の3点にしばることができる。

1. 指導員の熱意の差

- 2,保健所,福祉事務所,民生委員の協力の差
- 3,地区組織の関係団体との連絡

その他に,住民の受け入れ体制というものが考えられるが,実際には,これはほとんど問題にならない。

成績のよい保健所では,月1回指導員が集会して,受胎調節指導面の相談,反省をしている。これらの指導員は非常にいいので自宅へつれて行ったり,個別訪問したりして,被指導者が自分でできるようになるまで,教えている。また,機会を見つけては,出生届の時や,赤ちゃんコンクールのあとで実地指導にあたっている。保健所の映画の後でも指導している。

2, に関しては,民生委員の協力を得,市役所の市民課で月収20,000円以下の家庭を調査している。

3, に関しては,衛生奉仕婦人会の協力を得ている以上の考察からでもわかるように,受胎調節の実施指導が成功するためには,三者の協力体制が必要である中絶を絶滅し,母性の健康をまもるために根気よく指導をやって行きたいと思う。

4. 一般家庭における家族計画の今後のあり方

寺山 コマ 堺市衛生婦人
奉仕会

私は,過去7年間の家族計画の経験から見て,今後のあり方を考えてみたい。当婦人会は,昭28年大阪府衛生部よりモデル地区として器具薬品を無料でうけている。今はこの対象はボーダーライン層だけであるが,今後は一般家庭へも無料配付されることが望ましい。

受胎調節にもっとも大切なことは,教育することであるが,これには,根気よく持続することが必要である。しかし,さらに夫の協力というものは見逃しえない。例えば会合をひらいても,男子の出席はなかった。

当婦人会では,推進委員をつくって,講習会の他,個別的にも訪問して指導している。

国家的見地からは,助産婦が必要であって,このために待遇改善が大切である。

結婚日は排卵期をさける荻野式を実行するため,2〜3カ月前から保健婦にたしかにしらべてもらうことが大切である。

また結婚届を出した時,役所からシオリを渡してもらうのがよい。こういうふうにして生活の中にとけこましたいと思う。

最後に,日本の家屋の様式では調節実施上困難があ

るわけで,一日も早く内服薬をつくってほしい。

5. 家族計画運動の盲点と地区組織育成協議会

吉田 圭子 吹田母子会
書記 長

吹田市では,昭和33年に生まれた人数は1690人であるが,中絶は届出されたものが2313人であり,生まれた者と殆ど同数の中絶されているという状態である。吹田市の調査では23才から37才の女性で中絶したものが12,500人にものぼり,平均5人に1人が中絶していることになる。

吹田母子会では,次のような活動を行った。

- 1,映画会18回(1000人)
- 2,講演会28回(3600人)
- 3,座談会7回(101人)
- 4,グループ指導21回(632人)

(カッコ内は指導延人数)

家族計画の必要は,母胎の健康保持にある。さらに経済的貧困にある。中絶をすると,健康障害(例えば結核)をおこし,異常妊娠や,妊娠不能等がおこる。だから安全な避妊法が大切である。

現在,優生保護法もあり,啓蒙もしだいに広がっているので,知識はかなりひろまり,受胎調節に対する罪悪観もなくなったといえども,一方実践は不完全である。これには技術面のむずかしさがあるからであろう。

母子会では,福祉事務所,民生委員ともよく連絡してボーダーライン層への働きかけを大きくしている。

私達が学者に希望することは,

- 1, 運動展開の方法をどうしたらよいかを示してくれること。
- 2, 2〜3人子供があると,全額無料で避妊手術をしてくれることを,願う。

6. 福祉事務所の立場より見た生活困窮者の家族計画について

川村 誠一 大阪市城東区
福祉事務所長

福祉事務所の立場からも受胎調節は大切である。貧困家庭で調節して経済負担をかるくし,教育,栄養に向けてほしいと思っている。生活保護をうけている家庭では,失業,病気,事業の失敗によって最低生活を余儀なくされているわけであるが,最低生活は,想

像にも及ばぬものである。6大都市において5人で10,772円であって、1人あたり2000円ということになる。これでは一般社会人と比較して相当きつめねばならない。これは、但し個人の努力を前提とするものであるが、こういう家庭が、子供を産むと、その家計が困難になるとともに、国家経済にもひびいてくる。もちろん、栄養、教育負担にもひびいてくる。

貧困者には他に娯楽が少いのであるから、受胎調節は痛切である。これに対しては知識、技術を与えて計画させ1日もはやく健全な豊かなくらしのできるようにしてやることも、福祉事務所の使命の一つである。

家族計画特別普及事業は、その性質上、対象が不明であるためになかなか難行している。薬品、器具を無料であたえたり、講習会もひらいたりしているが、生活に追われている人達なので、出席者も少いのである。1123生保世帯のうち153世帯が家族計画を必要としている。

福祉事務所では、毎月一日に保護費を支払いながらその前に名簿をつくって別室で指導をやることにした。こうして、153世帯の家族計画必要家庭のうち116世帯に指導することに成功している。今後長期計画を立て、指導員とよく連絡してやって行きたい。

7. 中小企業体の家族計画の实地指導について

浜田 ふじ 大阪市受胎調節实地
指導員連合会副会長

中小企業の家族計画が行われたのは、昭和33年、厚生省からの家庭生活研究会を通じて民間団体へ助成金がでてからである。そこで指導員数名が指導に踏みだした。

まず、針金、釘工場に保健所長が出むいて家族計画の重要性をはなし、対象人員を調査した。第1回ではパンフレットをわたした46人中13人が出席した。スライド、模型を用いて指導した。

第2回では123人に書類を配付し15人が出席した、

このとき9人がベッサリーを希望した。

ついで、個別訪問をして、大変よろこんでもらった。3月から5月末までに87人を訪問指導した。

第3回は6月で全員に呼びかけて9人出席した。ここではグループ指導をした。

以上のことから結論として、中小企業では

1. 人を集めることがむずかしい。
2. 住居が散在している。
3. 個人の自覚がたりない。
4. 地区に世話人を1人つくる必要がある。

ということがわかった。

8. 大企業体における家族計画について

津内口鉄郎 日立造船KK
人事第三課長

とくに私が主張したいのは、家族計画は日立造船では、決してそれだけで独立していないということである。これは新生活運動の一つの立場であるにすぎない。

家族計画の対象は、従業員総数14,000人中75%である。日立では、作業そのものが、重量物等で扱うものが大きいので、負傷すれば重傷である。そこで負傷をなくする安全運動の一つの方法として、家族計画をするにいたった。というのは、負傷の原因が家庭生活の不安に起因するものが多かったからである。まず、モデル地区（集団地区）を設け、第一段階として指導し、その後、分散地区を指導する。それには次の順を経て行く。

1. 指導員の教育。
2. 10人単位でグループを編成する。そして世話役をもうける。
3. グループ説明会（掛図、幻燈、模型）
4. 個人指導をする。
5. 追指導をする。

大阪地区では、居住地区でグループ編成をしている。もちろんこういう方法による家族計画指導も関係者の熱意がなくては成功しないものである。

成 人 病

座 長 大阪府衛生部長 古 野 秀 雄

ガン対策の進展方策とくに対ガン組織活動について

主討 論

清水フクエ 能勢町衛生婦人奉仕会副会長
衛生婦人奉仕会が結核を手がけてから満3年になり、本年は成人病を事業の第一目標としている。

能勢は府下最北の地で日中でも猪の歩く山村で、地区から地区へ行くのには、必ず峠を越えなければならない。

能勢町は広さ98.5平方キロ、2,164戸、人口約11,000名で40部落に分かれており、住検対象数は約5,500名。

このうち歌垣地区8部落が指定地区となり、本年8月末循環器検診を実施した。このように循環器疾患は一応検診のメドがついたがガンについては、未だどのような措置もとられていない。

最近54才で病床生活1カ月の後胃癌で死亡した人がいたが、その人を見舞った時「最初注意をうけた時に検診を受けておけば助かったかもしれないのに」と後悔している。その人は自分の健康を信じすぎたのではないか、また、病気について知識がなかったのではないかと思う。この病気に対する知識を広く普及すること、早期発見を行うこと、結核と同様にこの病気の検診に関する法律をつくって、国費、府費で検診できるようにしてほしい。

▶ 真鍋美代子 大阪市婦人団体協議会理事

弟の妻が3年前乳ガンになったのでその話をしたい。

3年前左乳房に小指頭大のしこりができ、ガンだといわれた。子供3人がまだ成長期なので四国に住んでいるのだが、その土地で手術をうけた。術後しばらく経過がよかったが6カ月後、手足に浮腫が生じ今度は反対側右の乳房にしこりができた。すぐ上京し、慶応

病院に受診したところすでに手おくれとの診断であった。そこでガン研究所を訪れたところ早速入院、レントゲン照射をうけ1カ月でしこりは消退した。レントゲンをかけると血の状態がわるくなるらしくフラフラしてもとの元気がなかった。その後3カ月ほど郷里で静養するうちに再び発症し、今度は背中にも生じて、再び3カ月ガン研病院に入院、その後家にかえったが家族、本人、親戚ともに物心両面で文字通りヘトヘトになってしまった。

闘病生活といつても現状では果してなおるものか非常に危つかしい状態である。

▶ 滝内 秋治 大阪市立大学教授

昭和28年からガンは、国民死亡の第2位になり、昭和32年には8万7千人がこれによってたおれている。従来ガンは、個人的疾患として扱われていたが、今日ではこれは公衆衛生の重要な課題になったといえる。ガンの対策として次の5つの点が重要と思われる。

1. 現在も行われているガンの疫学的調査をさらにすすめていく。
2. ガンの集団検診を行い、早期に発見する。
東北大の報告によると初診まで平均6・8カ月を経過している。これでは治療が困難である。
3. 発見された患者を治療し得る施設が必要である。
4. ガンの診断治療を完全に行う専門医師を育成する。
5. 一般の人達にガンの知識を広く普及する。

アメリカには早期発見を行う施設として Detection center がある。医師 1. 看護婦 1. 試験技術者 1. Case worker の構成でこれがアメリカに約300ある。そのうちの一つであるニューヨークの業績をみると

1951年の1年間に5000人余を検査し113名の患者を発見している。その発見率は2.12%である。昭和28年厚生省が行なった国立病院外来患者での調査では、56,700人中981名で発見率は1.7%である。アメリカではガンに関する知識がよく普及しており、くる患者がガンの疑いをもって受診するから、発見率が高いのではないかと思う。

この Detection center は通院ドックに当るもので費用はおよそ10ドルである。

日本においても1日も早く行政的にこれを取りあげガンのスクリーニングテストを行い、そのうたがいあるものはガンセンターにまわすことが必要である。そうしてはじめて早期治療を行いうるだろう。広く一般に衛生知識を普及し、定期的健康診断により早期発見、早期診断を行い、できるだけ早く治療することがガンを予防、撲滅する上に重要だと思う。

▶宝来 善次 奈良県立医科大学教授

かつて奈良は、ガンの死亡率が全国一高かったが、10年前昭和24年今村先生（阪大名誉教授、現成人病センター所長）からガン撲滅対策を講ずるようといわれ、県衛生部が大学と協力して検診方法を研究し、県下の医師会にも協力してもらった。そして人口77~78万人の中、年間2000~3000人がガンの疑として病院に送られてきて、高率でガン患者が発見された。その中入院してきた例についていうと男のガンでは55~60%が胃ガンなのだが、早く手術し摘出した者の1/3位は5年以上延命している。

結核が不治の病から治る病となったように、ガンも治るようになった。住民の一人ひとりがガンに対する知識をもち、ガン検診に協力してほしい。

▶古林 兆一 大阪府医師会理事

大阪府医師会は、数年来地区医師会と連携いし、婦人会などの地区組織の皆さんと日常生活にくい込んで公衆衛生活動に協力してきた。ガンに対しては、集团的に活動することはむずかしいから、まず、興味を持った医師達により活動を始めていきたいと思っている。その地区に有志のクラブをつくり医師会員のレベルを高めていきたい。幸い大阪府には、対ガン協会が昨年からでき、成人病センターにも来年から、ガン対策の計画があるとのことであるが、こうした各種機関の間に集検並びに予防対策に関する協議会ができるべ

きだと思っている。

▶関悌 四郎 大阪大学教授兼財団法人大阪対ガン協会理事

対ガン協会は、一般国民と研究機関とが力を合わせてガン撲滅に立ち向うものであるが目下設立途上にある。

現在はガンに対する予防、治療の点は20年前の結核に対するのと同じ段階にある。20年前当時は結核だ、というと帰りに自殺してしまった例もあったが、現在ガンがちょうどそういう時期だと思う。薬品もまだ確かなものはないし、集検の点でも困難が多く、検診治療ともに方法が確立しておらず、皆様のご満足をいただくとは限らない。

センターも、行政当局と医師会との協力でようやくスタートを切った状態であり、温かく今後を見守っていただきたい。

もう一つ結核とガンとでは集検の方法も大部違う。子宮ガンなどでは、結核の住検のような集検は成り立たないのではないかと思う。一番かんじんなことは一般住民がガンに対し正しい知識をもって進んで検診を受けることでこれが前提となるだろう。それには、かかりつけの家庭医にまず診てもらい、つぎに専門の機関に行くことになる。対ガン協会も成人病センターも一般の人々が正しい知識を持つという面では大いにお役にたつと思う。

▶足高 善雄 大阪大学教授

婦人科の扱うガンは早期発見のできるもので、手遅れということは最近少なくなってきた。近頃は新聞などでもガンをよく扱うので、ちょっとした出血でもガンではないかとガンに対する恐怖症が見られる向きもある。

現在ガン委員会というものができていて、どこの病院で、どんな治療をうけ、経過はどうなっているか、わかるようになっている。

▶菊地 武正 兵庫県医師会副会長

兵庫県医師会としては、現状ではとくに興味を持っている開業医以外の者は、新しい検査法、診断法等の知識が少いと考え、その知識の普及に重点をおいている。

また一般の人々は自覚症状が少しでもあれば、まず

開業医のところへやってくるが、要すれば確実な診断をうけるべく、他施設へおくるよう指示している。しかし、大学等へ検査のため患者をおくっても、一般にあってサズが悪い。開業医の紹介の場合割引き等の方法をこうじられないだろうか。

兵庫県の医師会では、一般の人々に対するガンの知識の向上をめざしガン相談所を開いている。

座 長

知事会議で、近畿各府県協力のもとにガンの研究治療等のガンセンターの話がでたので兵庫、奈良からとくに出席していただいた。ガンに熱意を持つ人々を増やさねばならぬ。行政当局、大学、研究機関一体となって協力していきたい。

▶自由討論

清水フクエ

ガンにかかってから発見までにどの位かかっているか。

▶ 関

大阪府衛生部の資料によれば、直接病院へ来診した例では、症状発現より初診までにかかった期間は、胃ガンでは105人中51%は4カ月以上を要している。子宮ガンでは77人中42%は4カ月以上である。

▶大 橋 守口市衛生婦人奉仕会

医師でありながら肝臓ガンで若死したものがある。早期に診断治療できなかったものだろうか。

▶小沢 凱夫 大阪府立病院長

ガンは初発症状に気づかないのが多く、医師でも最近ガンでなくなった者が数人ある程で、難しい問題でそのために成人病センターがある。

▶中垣内 能勢町衛生婦人奉仕会

治っても手術後セイゼイ5年の命というのがどうい

とか。

▶小沢 凱夫 大阪府立病院長

人によってガン手術後の余命に差がある。中には20年以上生きたものもあり、ガンといちがいについても画一的に期間はいえない。

▶今村 荒男 大阪府立成人病センター所長

結核で死ぬものは、最近メツキリ少なくなったが、リ患者は、まだまだ多い。しかし結核対策の方法論は大分確立された。

成人病（ことに高血圧、ガン、心臓病）の問題は公衆衛生的にどう対策をたてるか、確かな方法がない。成人病というと、年寄だけが対象のようにきこえるが、しかしガンの発生でも若い人に多くなる傾向にある。老人病を若いうちから予防的に扱うことが必要で、多数の人が健康診断をうけ処置していくようにすることがセンターのねらいである。

集団検診も成人病センターでやっているが、これは、自分のためだけでなく、多数の他の人のためなのだ。という考え方を持って欲しい。

最後に古林氏よりガン対策の推進について、つぎのような提案があった。

決 議

「古林兆一 提案」

- ① 地区医師会は、地区の状況に適合して対ガン予防活動組織を結成すべきである。
- ② 対ガン協会、成人病センター、府、市衛生部局、四医科大学を始め、公私の大病院並びに府医師会は、地区医師会の結成した第一線組織に順応して第二線、さらに中核的機構を組織化するために有機的な対ガン活動協議会を設けるべきである。

以上の二項目を本分科会の決議事項として大阪府医師会は提案し各位のご賛同を求めたい。

結 核 予 防

座 長	結 核 予 防 会 常 務 理 事	浅 海 通 太
助言者	奈良県立医科大学教授	宝 来 善 次
〃	大阪府予防課長	安 田 一 男
〃	大阪市予防課長	小 林 登
〃	結 核 予 防 会	西 川 為 雄

結核検診の能力強化と地域における 患者管理について

井田 直美 大阪府池田保健所長

結核予防法が昭和26年に公布せられてより逐年的に結核対策は強化されてきましたが、その対策が内容的に跛行的で健康診断、患者管理及び治療が必ずしも平行的に実施されなかったさらいがあります。すなわち最も実施の悪かったのは、健康診断のうち一般住民と小企業従事者であり、患者管理では保健所の行なってきたものであります。医療の方は不十分ながら予算のわくを除いては体勢としては軌道にのったと思います。そこで問題点の第一である健康診断は、要約すれば検診体勢の強化であり、いろいろな手段がとりあげねばなりません、なかでも住民がたやすく受診できるように、レントゲン車の増加が緊要でありましょう。

第二の点は地域を包含した結核管理であって、健康診断と医療機関の結びつき、屈出患者については、医療機関と保健所との緊密な連絡により家族をふくめた患者管理体制の確立が重要でありましょう。

2. 結核検診について改善すべき点の2, 3

田村 史郎 大阪市大淀保健所長

結核対策の根本は、集団検診にあることは言をまたない。しかし政令市の住民検診の場合に保健所が果す仕事の約80%までは、事前の衛生教育準備に費やされているとって過言ではない。この努力にもかかわらず依然として住民検診は充分に行なわれているとは考えられないので、この際結核に対する衛生教育の場としてマスコミをもっと活用して住民の結核に対する意識をたかめるべきではなかろうかそれが集団検診の能率化をはかる基礎ともなると考えられるからである。

次には、現在の結核検診の実施状況を見るに、各集団によってかなりの差が見られるが、その原因の一つは、検診健康管理の統一をかいているためではなかろうか。すなわち大まかにいって厚生省、文部省、労働省とそれぞれのルートで指示されて実施されているが、実施義務者または実施機関としては、このために極めて複雑な関係を生じているという現状である。

3. 住民検診をめぐる

柴田一二三 泉南町衛生婦人奉仕会長

衛生婦人奉仕会は結核検診ことに一般住民の検診には種々努力をはらってきたが、なお住民検診は全般的に充分実施されているとはいえない。私は衛生婦人奉仕会の立場から今までの活動と果してきた役割をのべると共に

1. 住民検診の困難さ

- イ、地区住民の無関心（衛生教育の不徹底）
- ロ、機動力（レントゲン車）の不足

2. 受診後の処置

発見患者に療養指導を徹底させること

3. 患者家族の問題

患者の療養費負担に伴う家族の生活保障の問題等について説明し、反省すべき点から今後の実践活動の向うべき方向についてのべたい。

4. 難治性重症感染源対策を要望す

白井 嘉門 鳥潟病院副院長

結核予防の要諦は、他の伝染病と同様に、その感染源の排除にある。結核予防法における治療費の公費負担も、またこの線において予算として意義あるものとする。しかし、その公費負担の内容は、その医療費の一部を負担するに過ぎず、到底生活保障下における

徹底的な治療を行うのに困難なるものである。実際においては不徹底なる診療の繰返しが行われる結果、むしろ難治性の重症感染源患者が漸次蓄積増加しつつあり、しかも、これらが諸般の事情により家庭に放任せられある状況である。従ってこれら難治性感染源患者の隔離並びに、現在治療中の患者も、また難治性感染源に陥ることなきよう根本的対策処置を要望する。それには生計費保護を含む医療費の公費負担の増額と公費負担医療内容の急速なる拡充が望ましい。

住民検診と発見患者の処置

中山 良三 富田林市衛生課長

住民検診の普及徹底には、レントゲン自動車が不可欠である。現在の機動力では、きわめて地区の要求を満たしがたく、レントゲン自動車の増車計画を推進しなければ、これ以上地区住民検診は向上しないだろう

発見患者の医療については単に現行予防法のみでは不十分であり入院治療を要する場合の完全な医療はきわめて実施困難である従って治療費公費負担をさらに拡充できうれば生活をも含めた保障制度が望まれる。

低所得者に対する医療費貸付金制度の問題点

浦山 倫郎 大阪社会福祉協議会

1. 本制度の趣旨

必要な医療費を一時に支払えず、そのために貧困層へみすみず転落してゆく人々のために全国の民生委員が『防貧』の資源を国及び地方自治体に要求した結果昭和32年度から生まれた制度である。

2. 貸付資金の内容

向う六カ月以内に医師の手を離れる見込みのある人に最高5万円まで、医療費と家族の生活費（最高月額3千円）の2本建で貸付ける。償還は5年以内で毎月千円以内である。（別紙ビラ参照）

3. 本制度の現状

本年度予算額5,200,000円に対し貸付は9月15日現在187名、5430,000円、消化器、寄生虫、泌尿器系疾患が多く最も、医療費を必要とする長期にわたる呼吸器、精神病に関するものは1割。最高50,000円の制限から1カ月入院が4割を占める。

4. 問題点

1. 医療費との関係での地区活動に従事する者としても長期療養者とその家族に抜本的施策を望みたい。

2. 本制度は対象、期間・金額等に本来の『防貧』の資源としては極めて使いにくい制限がいくつかある。これが改善にご協力を得たい。

3. 医療、保健機関、団体における本制度の宣伝徹底にご配慮を得たい。

7. 結核患者の医療と生活保障

前田 貞一 大阪市城東区日赤奉仕団長

城東区における市民検診は、対象者の50%3万を目標として地区組織をあげて傾注しているが、隘路として衛生知識の不徹底検診により発見された場合の医療費、首キリ等を恐れ、零細企業者は検診を拒否する傾向にあり、中小企業の検診の徹底に重点を指向することは、発見率が患者家族について高いことより必要である。衛生知識の徹底についてはパネルの調整、映画会、説明会を根気よく開催し努力しているが、市民検診発見患者の経過についても関心がよせられる。

医療保障については、進歩的な予防法の公費負担を拡張強化すると共に、入所命令を増加し、感染の防止に努むべきである。しかして疾病による保障の中心は健康保険であるが、給付傷病手当は各組合においてアンバランスがあり、しかもなお未適用者2,150万人（大阪市100万人）をかかえ国民健康保険の実施と共に社会保険の統一向上への努力がなされ、治るまで制限のない医療手当の保障が望まれるであろう。

最後の足場である生活保護基準の向上が望まれ、これにより全国民は保険か、公的扶助による生活保護の医療保障、所得保障が確立される。さらには結核回復者の職場復帰アフタケア施設の充実と共に公衆衛生の向上、レントゲン車の充実、保健所医師、保健婦の充実についても焦眉の急務であり、医療保障として厚生省は精神衛生、成人病対策への移行を考えているが結核については、医療保障の前進としてこの際総合的な見地より強力な対策を確立すべきで、1昨年施行された西独の結核保護法は一定の所得調査の下に患者に対する一貫した、しかも徹底した施策をとっているようで大きな参考となるであろう。

貧困と結核の現状

三宮 茂人 大阪市民生局

大阪市における医療扶助患者中結核は最も多く、常に第1位を占めている。また患者調査結果によると中小企業従事者が多く、職場検診のないこと及び治療費

のかかるのを恐れたために病気の発見が遅れており、大半は自覚症により発見されているのが現状である。従って発見時の病状は重症者の頻度が極めて高くなっている。また発見されても僱主に告げることにより22%は解雇されている。このようなことから見て発病は患者自身にとり、また家族にとり、社会生活より転落する境となっている とき印象を受ける ものであって、検診率の上昇のみでは結核問題を論じられなく、また雇用 関係との 関連のみでもなく、検診、雇用関係、医療費を一連とした施策を望まれるのであって、結核発病が原因となって被保護者、被保護家庭のできることを何とか防止したいものである。

結核と雇用の問題

小町 正次 大阪労働基準局衛生課長

昭和33年全国下半年定期健康診断結果によれば、事業場における結核の罹患率は3.1%（発見率2.7%）で年々減少はしているものの、これが対策は、なお事業場衛生管理の重要問題である。基準法で定める雇入れの検診は集団生活不適者の排除とともに適性配置がその主要目的であるが、現在、は、もっぱら病弱者の排除に集中され、結核回復者については職場復帰は一部可能などころはあるが、新規雇用は殆んど困難な現状ではなかろうか。就業中の結核発病者の措置については、大企業程手厚く、現職のまま、または休職のかたちで充分療養可能であるが、中小特に零細企業では、発病は職場追放を意味しており、社会問題としても、これが対策が要望される。中小企業の検診の完全実施は労働衛生の重要課題として取り上げられているが、患者の発見は職場追放につながるという現状は、甚だ遺憾である。大企業における結核罹患率は中小企業よりも高率であるが軽症者が多く、中小では、重症のものが多く発見されること、また有害作業従事労働者よりは軽易作業または事務従事労働者に結核が多発している等労働結核には幾多の問題がある。

社会医療事業担当者として

中村 千穂 大阪府八尾保健所

生活保護世帯に転落原因の一番大きい位置をしめているといわれる結核患者の治療管理については保健所の悩みの種となっているところ。近來結核予防法の充実により、予防措置の一端として検診業務が年毎に成果を上げつつあることは喜ばしいことでありますしかし発見された患者の治療をかえりみますとき徹

底した治療が行われているでありましょうか、私どもワーカーの目にうつりますものは生活への不安疾病への怖怯のため検診をうけず放置している人々、こんな事例を多く見うけます。こんな人を網にすくい上げるにはやはり地区民の協力による健康診断の受診であります。さて患者発見後の行政措置はどうでしょう。発見治療の励奨、結構です。しかし予防法の公費負担をもってしても、その半額の負担、いな国保併用の1/4負担にもたえられず、医師の門を遠ざかる人、これらの人に公費負担率の引上げと同時に生活の不安をのぞき療養できるような国家の適切な措置が必要と考えられます。しかし現在ケースワーカーの数はきわめて少くまず各保健所医療機関その他にケースワーカーが配置されてこれらの問題を処理する人的整備を切望します。

療養所の立場から

内田 誉 国立刀根山病院医長

療養所医師の立場から結核を見た場合入所患者の死亡は急速に驚異的に低下しており適正医療はかなり普及しているものと考えられるにもかかわらずなお重症患者が多いという現象は単に医療のみでは説明できない問題であり総合的な検討を要するものと考えられる。

また、一方治療により回復した患者について憂慮すべきことは出たがらない出たがらない気風のあることである。

この傾向はとくに生活保護患者につよく社会保障の推進とむじゅんする点が感じられ、われわれとしてはこれら精神的廃疾者に陥入らないように指導すると共に結核患者の社会復帰対策が望まれるゆえんである。

結核予防と住民検診推進

梶山 ルイ 吹田市母子会

吹田市においては、母子会が住民検診についても積極的に協力してきたが、本年度は母子会の活動もさることながら地区住民の自発的受診意欲の向上に期待するところが大きであった。その結果は、受診率において昨年よりやや低下するものと考えられるが、住民検診の主旨からいえば自発的な住民検診に対する意欲が向上して「スムーズな検診」ができるようになるのが望ましいと考えられる。

また、発見患者については、今なお減少しているとはいえず、住民検診はますます精力的に継続事業として実施すべきであることが痛感される。

精 神 衛 生

座 長	大 阪 大 学 教 授	金 子 仁 郎
助言者	大 阪 精 神 病 院 協 会 長	東 武 夫
〃	社 会 福 祉 法 人 桃 花 塾 理 事	岩 崎 佐 一
〃	大 阪 市 中 央 児 童 相 談 所 長	林 脩 三
〃	大 阪 家 庭 裁 判 所 判 事	沢 井 種 雄

座 長

精神衛生の会は、毎年、公衆衛生大会と別に行われているのだが、本年は、公衆衛生大会に含まれた。精神衛生は元来、公衆衛生に含まれるべきものだから、本年のように、両者がきりはなされないで行われることは喜ばしい。本日の決議事項その他を大阪大会、さらには、全国大会にまでもってゆきたいと思う。

主 討 論

(1) 精神障害者の医療費の一本化

梁 忠雄 大阪脳病院長

現在、精神病者は ①精神衛生法 ②社会健康保険法 (この中には無数の種類がある) ③生活保護法④児童福祉法⑤私費の 5 つの種類のだれかによって入院している。このように、法律がいろいろだから、治療に当って事務的に繁雑で困る。また、5 種のうちどれであるかによって、差別待遇がないでもない。したがって精神衛生法を完成することによって、これ一本で治療がスムーズに行くように望む。つぎに医師として困ることは、治療区分が繁雑なことである。患者は 5 つの種類の方法により、それぞれ別々のわく (厚生省がきめる) により治療される。法の主旨、予算のため、画一的に歩調がそろわない。合併症を認めるものも、認めないものもあり、また、3 年という期間を定めているものもある。よい治療をうけられる患者を、他の患者がうらやみ、医師が差別待遇をしているかにみられる

また、保険の家族は半額負担となっているが、制限があるのでこまる。社会保険法ができて、一定のわくがあるので病院は安心して治療できない。3 年満期になると家族が困る。精神病の治療は長くかかるから期間を定めず転帰までとすべきである。

現状では、医師は事務に時間をとられて、患者との接触が少ない有様である。せっかく一つの法、すなわち精神衛生法という法律があるのだからこれを改良して、精神病の治療に関しては、これ一本でいけるように望む。医療区分はこれ一本にすることを主張したい。

(2) 精神薄弱者福祉法の制定

杉村 光雄

全国精神薄弱児育成会大阪支部長

私の子供が、精薄児であることに数年前気づいた。それで、難波養護学校へ入れたが、その場合寄留が必要であった。市内で精薄児は 2 万 5 千人いるのに、教室は 25 しかない。特殊学級は 10~15 人が限度だから 100 人に 1 人という入学難である。近頃、小中学校合わせて市内で 63 学級といわれ、700 名が入っている。しかし、まだまだ増設すべきで、われわれ精薄児の親は毎年大会をもってうたっている。

また、小学をでても中学がない場合がある。中学をでると社会に放りだされる。18 才になるとこれを収容するところがない。高校程度まで、国家の力でなんとかしてほしいというのが、全国 70 万の精薄児の親の願いである。もう一つは職業教育を行ってほしい。中学卒業後も仕事を教えてほしい。難波養護学校では、白墨の製造機を買い、仕事をさせている。560 人の父兄でもって教材を与えているが、この金をだせる親は少ない。身体障害者には、福利施設が完備しているのに精神障害者は目にみえないためか、ゆきとどいていない。刑務所に精薄者が多いことも考えて犯罪防止の上からも、保護が必要である。児童福祉法が実行されて、国の費用でどこの学校へでもいけるように学校を作してほしい。精薄児は全国で 70 万、大人を入れると

150万である。これらを教育し、仕事を与える場を作
ってほしい。

(3) 青少年の非行防止

杉山 佳行

大阪少年鑑別所技官

精神障害を、たたり、因縁と考える態度は、現在も
根強く残っている。精神障害者は、世間からかわいそ
うだと思われているが、非行者に対しては冷たい。罪
はその人にのみあると社会は考える。しかし、この態
度は正しくない。明治時代は、石獄法でもって対処し
たが、戦後は少年法ができて罰していない。非行少年
は決して運命的なものでなく、精神衛生的に不完全に
とりあつかわれているのであって、精神衛生的に改善
すべきものである。われわれの非行少年に関する調査
の結果は、それを裏づけているが、これについて述べ
てみる。

まず、一度非行したものが、もう一度非行を行うか
行わないかであるが、種々の項目について点をきめ、
総合点を調べると0.13がわかつた点で、0.13以下が非
行を続ける。両非行に関する原因は①少年と家族の関
係が親密であるか否か（この占める位置が特に大き
い）②家出の回数（これも①に関係するもの）であ
って、10の因子のうち少年と家族の関係によりきまると
いってよい（もちろん、親密であれば両非行は少ない）

次に知能と非行との関係については、最もよく非行
するのはIQ77～88、その次が130以上、その次が77
以下の者である。

精神病との関係、ことに分裂症との関係については
病相の初期で、病状に気づかぬ時に非行が多く、さら
に進むと非行とは関係がなくなる。昔は非行者は先天
的な異常者と考えられたが、今は後天的なものと考え
られている。性格と人格とに分けると人格形成には、
生活環境が関与する。

非行少年と家庭との関係はどうだろうか。親は子供
を正しく評価せず、悪い点ばかりやかましくいうのは
いけない。非行少年の両親の再教育が必要である。一
度少年が非行を犯すと、まわりに緊張状態が生じ、こ
れが少年に重荷となり、非行を育てることになる。
家庭を中心に環境が重要である。つけ加えると学校教
育も重要で、個々の少年について精神衛生的に気を配
るべきである。また、専門のカウンセラーがほしい。
社会に望むことは非行対策より、その予防に重点をお
けということである。「青少年に希望と愛と生活環境
を」と述べて結びの言葉とする。

(4) 学校精神衛生の充実

荒賀 篤一

大阪市立難波養護学校長

私は、精薄児教育を行っている者だが、特殊教育は
原則的には何ら普通教育と変るべきでないと主張する
これは、ともすれば別と考えられている。一人ひとり
を見落さない教育、すなわち個人差教育が学園の環境
を明るくする。10数名を定員とする特殊学級は、特殊
児だけのための学級ではなく、学校経営の水準を高め
るための合理化の一つの要素なのである。

特殊学級について望むことは、第一に、教育者が精
神衛生の知識を身につけることである。フラストレイ
ション・コンプレックスなどによる問題を、自分で解
決できる先生を養成したい。これにより、先生間のヒ
ューマン・リレーションもうまくいく。そして、職場
における安定感が得られる。これが、学校経営には必
要である。第二に、これらの能力ある教師の下に、児
童や両親への精神衛生指導、生活指導、教育相談等が
行われることである。これにより、少年の不良化、自
殺を防止でき、進学、就職の面でもうまくいく。

結論的にいえば、精神衛生的配慮による学校経営の
合理化が望ましい。その対策として①現職の教師に精
神衛生講習会を開く。教員養成大学には、精神衛生の
講座をおく。②各学校に、この面の研究会を設け、実
際に則した研究を行う。③研究所で、学問的に学校精
神衛生の研究を行い、現場の教師に助言する。

(5) 主婦と家族の心の持ち方

土井 ひで

高石町衛生婦人奉仕会長

発表者欠席のため行われず。

(6) P・Rの推進と研究所の設置

中山 幹

大阪府立高等学校保健会副会長

精神衛生がいかに重要な役割をはたしているかを再
確認しよう。終戦後すでに14年を経過した現在、なお
わが国における青少年犯罪は益々増加し、しかも凶悪
化の一途をたどり、年令低下の傾向すら見られる現状
である。

さらにまた、青少年死因の第一に自殺が数えられ
る。これら青少年問題の根本的な解決策を樹立し推進
するためには、精神衛生研究機関を国または地方公共
団体において増設強化すべきである。社会評論家たち
が、わが国民は緊張民族であると揶揄するほど家庭、
学校、職場等、社会のいずれの面においても感情的な
緊張が過剰拡大するの傾向が近時とくに顕著である。

その結果、自殺件数の激増、離婚率の上昇、犯罪ことに青少年犯罪の悪質化並びにこれが激増。また、宝くじ、パチンコ、競輪競馬、クイズブームを含めた賭博行為の普及、交通事故の頻発、争議行為の激化等社会的難問題が多発瀰漫するの現状である。

これらの弊害を防止し、世の不安を一掃すべく、精神的健康の防衛並に増強を推進するための科学的資料の入手及び整備こそは、急務中の急務といわねばならない。

しかも、わが国においては、国立の精神衛生研究所が1カ所あるにすぎない現状であるから、全国各地域ブロック別に、精神衛生研究機関が設置され、将来この分野に活躍する専門家を多数養成する機関を兼ねしめ、あわせて精神衛生に関する、わが国特有の文化と社会に深く根ざした知識の普及啓発を推進し、同時に大量の精神衛生相談に応じ指導を行い得る精神衛生サービスのセンターたらしめなければならない。

すなわち、これを要約すると、国または地方公共団体においては、精神衛生研究機関を各地に多数設立して

- ①精神衛生に関する資料の入手及び整備に努める。
- ②この分野において活躍する専門家を多数養成する。
- ③地域社会の精神衛生運動のセンターたらしめる。

▶自由討論

座長： 論題ごとに順をおって討議していただきたい。まず(1)「精神障害者の医療費の一本化」について。

助言者、東： 少し追加する。私は、口頭感じているのだが、日本人は、何故に複雑を好むのかと思う。法律においてももしかりである。精神病の治療にも関係する。医療保険に多種あるが、国保をとってみても、多くの特別国保があり、市町村によって給付が変わってくる。事務が繁雑となり一方患者に対しても、一部負担の割合が保険によって異なるので、憲法の精神に反するといえる。精神衛生法によると、この精神障害者の医療保護、発生予防、国民の精神衛生の保持などの総合的法規であると書いてあるが、実際の治療の取扱いとなるとまったくバラバラである。精神衛生法をもっと充実し、これ一本で治療ができる総合法規としたい。

座長：

(2)「精神薄弱者福祉法の制定」についてご意見ありま

せんか。自由に一般の方も討論してほしい。

▶高見 ハル 羽曳野市衛生婦人奉仕会長
質問ですが、私の近所に精神薄弱児で、もと特殊学校の校長の家にあずけられている2人がおります。30才と20才です。近所の子供と遊んでいるが、一緒に遊ばして放置しておいてよいものかどうか心配です。

座長： 成人の精薄者には問題が多いが、助言の方いかがですか。

助言者 岩崎，

精薄者は、原則として子供から、墓場まで保護すべきで、国家がこれにのりだすべきである。英国では生涯、精薄者を保護することになっている。日本では子供(18才以下)のみである。施設では20才が限度となっている。やはり、精神薄弱者福祉法をもうけて、生涯の精薄者保護を考えるべきである。生保の保護施設があるが、精薄者のためのみでなく、この数も限られている精薄者の施設を拡張せねばならぬ。

助言者： 林，

18才未満は児童福祉法で保護されている。軽い者は特殊教育でできるが、桃花塾のような収容所があっても250名しか収容できない。重度の精薄者は福祉施設に収容しなければならない。ここには18才以上を含めた単独の精薄法が必要であるので、現在法の立案に着手しているとのことであるが、これが早く施行されるよう望む。

▶木崎，

柏原婦人会

家の近所に20才位の精薄者がいるが、その家は豊かでない。収容できそうにもないので、もしその精薄者が犯行した場合どこが責任をもつのか。

座長：

強制収容は他人にキガイを与える恐れ、自殺の恐れがある時のみできると精神衛生法にきめられている。もし恐れがある時は保健所に申請することができる。

▶武田フミ子

八尾市曙川地区衛生
婦人奉仕会長

精薄者の問題は重要である。家庭の三角関係によるところ大。新聞ははでなことしか書かないが、もっと小さな1人ひとりの家庭の精神生活に注目すべきである。

助言者、沢井：

家庭裁判所は創設以来10周年となる。離婚の時に世話するだけではない。穂積先生がいつてられたが家庭

の中のもめごととは原告と被告との対立で勝負をきめるだけですすことではなく、関係者の話し合いで真の解決をつけないといけない。そのようなことから家庭裁判所ができたわけである。ささやかな家庭のもめごととも影響の大きいことに関心をもつべきである。穂積先生は家庭裁判所というより家庭法律病院と名づけるべきであるといわれたが、家事部と少年部とは、内科と外科のごときもので、家庭の不和と、少年の非行はお互いに関係し合っている。総合治療しなければならず、2つに分けられるべきでない。もめごとには必ず原因があり、それぞれに責任がある。そのしわよせはいつも子供にくる。その時はともかく、子供の将来に必らず影響するものである。当事者にもの道理をとくのみでは、どうにもならぬことが多く、その原因を科学的に究明しなければならない。これらに関する諸関係者の話し合いによって、総合的に治療する必要がある。親の理解がもっとも必要だが、科学性とともに、人間と人間との温かい愛情すなわち人間性もが必要である。気軽に家庭裁判所を利用してほしい。

座長

(5)「主婦と家族の心のもちかた」に関連させて発言があった。次いで(3)「青少年の非行防止」と(4)学校精神衛生の充実とについて討論していただきたい。

►杉村光雄

私は、千日前に20年住んでいるが、不良の服装、タイプは一定している。不良ではないが、服装が不良タイプであったので、不良にさわれることが多い。服装には注意すべきで、心を表わすものである。

►井上光, 大阪社会福祉協議会

19才の男子を担当しているが、彼は単車を盗もうとした。三国人で、学校ではまじめであったという。家庭の環境が非文化的であったと思われる。いつ訪問してもごろごろねていて、内向的である。仕事も、三国人であるのでなかなかみつからないで困っている。

助言者, 林

三国人だということで、就職が難しく、非行におちいることが多い。三国人自身の経営者に頼んでみたがだめであった。朝鮮人同志で考えるべき点がある。

►長谷川, 三島郡島本町

精神衛生について、地域社会ではあまり関心がない認識、理解がおくれているにかかわらず、家庭や地域

社会にその原因がひそんでいる。どういふふうに関心をもたせるか。学校や、P.T.A.で精神衛生に対する関心をもたせることはできぬか。

►荒賀篤一

大阪の精薄者は2万5,6千いるが、小学で6.5% 中学で4.5%の施設収容率である。97%は普通の学校へ通っている。現段階では両親でさえ、理解が乏しく完全収容はできぬ。地域社会のお母さん方に、温かい理解がほしい。P・Rの段階である。100名の卒業生も就職でこまるまして、三国人は困る。先輩達のみじめさを前に、希望を失っている。社会の理解がほしい。人格形成が適切であれば非行が防げる。

►田中尚子, 吹田母子会相談役

精薄者をいつまでも2,3才の取扱いをしてはならぬ集団や家庭の中での指導が必要。

►貴田高江, 難波養護学校PTA副会長

中学をでると15才である。18才との間のみぞをどうするか。学校教育法と児童福祉法とにギャップがあるその間、集団的指導が必要と思うが。

助言者, 林

15才からの職業教育施設が一つある。これをどんどんふやしてほしい。

座長

最後に「研究所の設置」について。

►安田一男, 大阪府予防課長

治山治水が政治の原理であるように、治心治体が精神衛生の根本原理である。精神衛生はまだまだこれからである。公衆衛生にはいろいろ問題があるが、特に精神衛生がおくれている。世論のBackupが必要。本年の第11回世界保健デーではじめて精神衛生がとりあげられた。Universal Mental Health Yearとして、来年は世界の精神衛生大会が行われようとしている。厚生省にも精神衛生課がはじめてできた。8倍の予算をなんとか18倍にしたい。世論の力で予算をかくとくしたい。大阪でも今年府の予算の中に精神衛生研究所を作りたいと運動している。

座長

本日の提案討論の結果の中から、重要なもの一つを選んで大阪大会に提案したい。最後にスローガンとして「病める心に医療と理解と生活を」

地区組織活動における諸問題について

座長	大阪大学助教授	朝倉新太郎
助言者	大阪府医師会公衆衛生委員長	村田武一
“	大阪社会福祉協議会常務理事	神崎広
“	大阪府衛生婦人奉仕会相談役	田中尚子
“	大正保健所運営委員	三浦源太郎

座長

昨年は、地区組織の運営面について、この分科会で
行なったが今年は、地区組織のあり方について組織論
を展開したい。保健福祉地区組織育成中央協議会がで
き予算の裏付けもできた。政府の考えているのは福祉
をも含めた広い範囲の組織である。活発な討論を願
いする。

主討論

1. 港区公衆衛生協会のあり方と今後の問題

宮家 弘 港区公衆衛生協会常任理事総務部長
☆協会の沿革 港区は戦後、市の港湾計画により、大
土木工事が行なわれ、盛土が完成した高い地区や低い
地区もある。ジェーン台風の罹災者を収容した応急家
屋があり、いろいろな面で非衛生的である。それで、区
民間に保健所設立の要望が高まり、昭和30年に港保健
所が設置された。したがって、これは発生的に民主的
である。それに伴い当協会ができたのであるが、それ
は自然発生的に結成された自主的な公衆衛生組織であ
る保健所だけの仕事ではなく、区民の協力が不可欠と
考えたからである。

☆協会の構成メンバー 日赤奉仕団、福祉協議会、婦
人協議会、工業会、医師会、その他関係業者団体等区
内のあらゆる団体組織を包含し、これ等の諸団体組織
の緊密な連絡の下にセクショナリズムを排して、実践
運動を行なっている。各団体はそれぞれ独自の性格を
もっているが、公衆衛生という問題に関しては一致し
て保健所の指導を受けている。

☆協会の事業組織 7部門(総務部、地域社会部、工
場衛生部、婦人衛生部、学校衛生部、食品衛生部、環

境衛生部)より成る。年4回部会、部長会及び地区委
員長会を開催して、計画立案しこれを実践している。
各部長には常任理事が当る。下部組織には、既存地区
組織たる日赤奉仕団が強力なので、これをそのまま公
衆衛生協会の地区組織としている。これには種々の非
難があったが、地区住民がわれわれの仕事であるとい
う自覚をもち、進んで協力するようになった。

☆事業内容 「蚊とはえ」……4カ年計画で、1回10
万円の予算で薬を無料配付、指導して効果を上げてい
る。「ゴミ箱」整備運動……本年から2カ年計画で協
会より20万円を計上する。「市民結核検診」……保健
所と協力して、徐々に受診率の向上が見られる。今年
度は20%の増加があった。「食生活改善のための栄養
料理講習会」……保健所の指導を推進するために、保
健所の設備改善のための予算を協会がもった。1回50
人の講習能力があり、今年は年に50回位行いたいと思
っている。その他「家族計画」、「乳幼児健康相談」
、「伝染病予防接種」等のP・Rを行い成果を挙げて
いる。とくに「蚊とはえ」は市衛生局長よりほめられ
たし、また、副産物として子供の「清掃運動」が起こ
った。

☆港区は、戦災、水害の整備に追われている。公衆衛
生に対する区民の低い認識をどうするかが問題で、区
民の知識向上のためのP・Rが重要である。

☆このためには、資金と人手が必要である。金のある
人は金を、時間のある人は、時間を、労力のある人は
労力の提供をモットーとしている。

☆以上を要約すれば、地区の特殊な悪環境のため、自
主的に発生したもので、各人が自分にできることを奉

仕し、役員に人を得たのがよかったといえる。

☆最後に、府及び市にお願いしたいことは、全国にこれ等の組織ができるように物心両面の援助を寄せてほしいということである。

2. 社協の保健衛生部会としての在り方とその活動

神田能之 池田市社会福祉協議会副会長

☆社会福祉協議会の性格と運営 本年から公衆衛生大会に社会福祉協議会も参加することになった。その一つとして池田市の「社協」について述べる。社協は実践団体でなく、話し合いの場であって、実践のための予算はない。

☆池田市社協が設立実施されるまでの沿革 昭和24年来、進駐軍軍政部の指示によるモデル地区として設立され、同26年社会福祉事業法の制定に基き、さら組織を強固にして現在にいたる。

☆10年間の事業内容 池田社会福祉協議会は5部門をもち人員は全部で120名である。塵埃処理、学校給食調査、蚊、ハエ問題、住民検診、し尿処理問題等がその内容である。中でもし尿、塵埃問題は難しい。塵埃の処理についても「社協」は度々市に消却器の設置を提言している。また、し尿処理場の設置についても社協の提言が大きな力となった。しかし、実践面についていうと、公衆衛生について公衆道徳を普及させるために浴場の湯の中で、手拭を使わない運動を始めて、保健所、衛生婦人協議会の協力の下に実践運動を長期計画で行っている。保健所と社協の協力は非常に円滑で、社協の提案は直ぐとり入れられている。

☆社協の構成メンバー 保健所長、市役所、衛生婦人協議会、校長、保護司等より成り、それ等の人々により問題はすぐ理解されるから実現がスムーズにゆく。☆社協は実践団体ではないが、強い実践力をもっている。今後、社協がどう発展してゆくかについては、さらに現在の構成メンバーをよくしてゆくことにある。公民館活動に社協が加わりたい。

3. 地区衛生組織活動と今後の問題

小柴千寿代 大阪府衛生婦人奉仕会長

☆衛生婦人奉仕会の沿革 終戦により民主国家と生まれかわったわが国の婦人は、時代の立場を自覚して新しい家づくり、町づくりに努力した。

大阪においては昭和25～6年に自主的に盛り上る婦人の力も大きく府下の一部市町村には衛生問題を取扱

う婦人会が結成された。その後地区の実情に応じた各種の活動が行われたが、さらに一方家族の健康を守り、衛生的文化都市建設を目ざしてのスローガンの下に、各市町村に衛生婦人奉仕会が結成され、同時に府衛婦の誕生となったのは昭和29年である。会員は家庭の主婦であるから、何ら衛生知識はないが、府衛生部等の指導で成長した。

☆衛生組織の会員の育成 会員は会員意識をもたねばならないことをとくに衛生婦人奉仕会に強調したい。すなわち、自からの健康は自からの手によって守るべきものであるという意識をもたせる。

☆他団体との連繋について 円滑な連けいが必要である。とくに保健、福祉地区育成協議会を強調したい。例を挙げて説明すると未熟児の問題がある。この原因は母体の栄養不足も一因である。養育費には5～6,000円/月もかかる。この悩みを社会福祉協議会で考慮してほしい。

☆財源の問題 大ていは5円、10円の会費と僅かな助成金、寄付金などである。蚊、ハエの駆除にも薬剤をまとめて買うには薬事法にひっかかるという次第である。本年の育成協の予算は、2,800万円であるが、これは地区衛生組織の育成に使うとされているが、大阪ではすでに衛生婦人会もあることだから、それ等実践団体の実践費として当ててほしい。中央補助金の要求と適正配分、とくに地区組織の法制化を当分科会の声として大会に望む。

▶追加討論

(一) 保健所からみた地区組織

山田 善朗 大阪府富田林保健所長

☆公衆衛生 公衆衛生はやる方の責任は国、地方公共団体、保健所にあり、主体は国民である。実施する主体たる国民を組織化するのが Community Organization である。保健所は人手が足りないから地区組織を作らねばならぬとか、保健所の手助けをしないとかわいいうのは、根本的な誤りである。地区組織そのものは、自主性をもっていなければならない。そして保健所と協力してゆくのである。

☆組織について 今までの組織は上層部、指導者層の組織はしっかりしているが、実施主体たる地区組織は非常にもろいので砂上の楼閣になる危惧がある。地区組織を作るには、ボスの人物が必要である。(ボ斯的人物とボスとは別物である。)要するに、地区組織化

には、地区にしっかり足をつけた地区から浮き上らないボス的人物が望まれる。

☆保健との関係 終局的には、保健も福祉も同じである。だから、衛生は衛婦、福祉は日赤奉仕団というように分けるのは不要である。その地区で最も活動的な団体が保健も福祉もやればよい。役所にしても保健所と福祉事務所が別々にあるのは不合理である。保健所内部でも、医療社会事業という題目はあるが、実際には行われていない。これ等を活発に行えば福祉事務所はなくてもよい。

（二）本日の3人の論題を聞いて

山本 俊一 大阪市港保健所長

これ等の地区でどうしてうまくいっているのかを考えた。①優れた指導者がいる。②誕生当時はいろんな事情もあったろうが、現在は自主的に活動している。③保健所は、技術、専門知識等の指導をするのみ。これ等を共通点としてもっているのが成功の理由であろう。

地区には、特殊性があるからどの地区の方法がよいということはない。

公衆衛生においては知識の普及が重要である。これらの発生などという事件が起きれば関心もたれるが、平穏なところに地区組織を作るのはむずかしい。歴史をみても形式のみで、地区の盛り上りのある組織は少い。

上述の組織がうまく行ったのは、人を得たからである。上部のみ強く下部の弱い組織では笛吹けど人おどらずである。

▶自由討論

助言者 神崎

私の立場は、具体的には池田社協の 神田氏が述べた。大阪社協といっても池田社協を上から指導しているという関係のものではない。池田社協の活動はすばらしいが、このようにすぐれたものが府下に多くあるわけではない。

そもそも、人間の健康と幸福、あるいは病気と貧困は不可分のもので、したがって衛生協会と社協の間は円滑に行かねばならない。これが必ずしもうまく行っていないのは、それぞれを管轄しているお役所の間が円滑でないことの責任が大きい。社会局は福祉を、衛生局は衛生を担当しどちらに重点がおかれるのかわからない場合がある。各機関の間の協力が望ましい。大

阪では、保健、福祉、官、民の4つの代表が集まって会議を開いている。

要するに、各立場が協力すればいいのであり、その点池田社協は各立場から代表がでうまく行っている。私の出席した国際社会福祉会議でも

① すべての近代的社会福祉事業は、貴賤貧富を問わず、すべての人を対等に扱うことを根本理念とする。

② 官、民の協力が必要である。

ということが強調された。

助言者 村田

公衆衛生は本来は医師の仕事だが、従来保健所等にまかせていた。しかし、府医師会でも昭和24年頃より他団体とも種々相談して、公衆衛生活動をとりあげている。その統計によると医師会は、地区衛生団体と協力せねばならない。という結論がでている。例えば東住吉区の予防注射は保健所、医師会、日赤奉仕団が協力して効果をあげた。地区の協力をお願いしたい。また、活動に当たって従来のような指導者の個人的な奉仕によらず、経済的裏づけを行ってほしい。

▶岡本竜三郎 池田社協常務理事

「福祉」及び「保健」という話の意味の範囲を質問する。

▶山 田 富田林保健所長

私はさき程両者は究極において同じだといった。ちがうのは究極に行くまでの過程である。福祉は憲法の保障する生活を満たすものでもいえよう。

▶岡本竜三郎 池田社協

究極は同じだから福祉の仕事を保健所がやってもよいといわれたが。

▶山 田 富田林保健所長

福祉の仕事全部を保健所がやるというのではない。両者の仕事を調整する役目を保健所がしてもいいではないか。

助言者 神崎

国際社会福祉会議では、福祉も保健も共に Social welfare として同じ会議で扱われている。しかし現実には、役所でも民間団体でもそれぞれ仕事の分担があるわけだから、一方がすべてを行おうとすればセクト主義である。

助言者 田中

池田市のように、社協に衛婦の入っているものもある。

り、港区のように別の形のものもある。
組織は目的でなく手段であるから、地区の事情にあったものならそれでよい。

地区組織に最も重要なことは、すぐれた指導者が存在し、それが住民の要求をよくとらえることである。また池田衛婦は結核住民検診を衛婦の手でやっていると聞いたが、そのように下部がよく動くことが大切である。

▶岡本竜三郎 池田社協

池田社協は、池田の各種福祉団体がメンバーとなっているので社協で話されたことは、これらの団体を通じて、直ちにPRされ実行にうつされる。

▶平井八重子 吹田母子会千里第一支部長

港区公衆衛生協会は町ぐるみのものと聞いたが、地区の婦人団体はどのような形で協会に属しているのか、単に婦人会幹部だけ入っているのか。

▶宮 家 港区公衛協会

協会の7つの部門のうち、婦人衛生部についていうと、その部長は婦人協議会の代表になっている。地区委員会にも婦人会代表がでている。

▶平 井 吹田母子会

衛生知識の普及はどうしているか。

▶宮 家 港区公衛協会

婦人会独自でやっている面もあるが、協会としては、部長会議で検討して計画実施している。

助言者 三 浦

私の区では、日赤奉仕団が衛生のことを扱っている。衛生問題は下部組織が重要で、ことに婦人の協力が必要である。私の区では、日赤の中に衛生部があり、また各地区にもその地区の衛生部がある。これらの部長が会議を開き、それを順々に下部組織へもっていき、最後は町団長が班長を集めるという形になっている。

▶山田千代治 柏原市衛生課長代理

近ごろ衛婦などがややゆきづまりのところがある。それはよりどころになる法がないのも一因である。われわれが活動するには、各種団体に協力を求めねばならないが、求めに行く根拠がない。財政の裏づけある法制化を望む。

▶山 田 富田林保健所長

法制化しなければ活動できないだろうか。法制化したからといって効果があるか疑問に思う。

助言者 田中

私は財政援助のみを願うものではない。法により公衆衛生活動を行っている地区団体を守ってほしい。現状ではお役所は限度以上のことはつき放すので困る。われわれは上からの命令を伝えるだけの立法なら望まない。財源をやるからといって縛られるのはお断りである。

▶瀬瀬竹雄 大阪府衛生部次長

この問題は単一のこと柄については、例えば蚊とハエをなくす法律を作るといように試験的に行われてきたが、今や全面的実現の段階である。われわれは天降り式のものを考えてはいない。公衆衛生活動を方向づけるものを作りたい。また財源については必ずしも要らないという意見もあったが、府としても責任上財政援助をしないわけにもいかない。ひもつきでなく活動を続けてもらう意味で財政援助をしたい。また福祉と保健の関係の面からいっても、いい意味での統一をはかるために地区組織の法制化は必要と思う。地区団体が公衆衛生活動を行うのに都合のいいという条件つきで法制化に協力を望む。

▶岡村岩雄 大阪市衛生局庶務課長

法制化が行われて、各種団体間の関係がうまくいくように望む。

座長

地区組織の法制化は右のような条件付で、この会の決議として大阪大会へもっていききたい。

編 集 後 記

炬燵の中で読んでいただくべき予定の特集号の発行がのびにのびて今日にいたったことを深くお詫びします。いまさらメメしいようですが、原稿の校正にはウンザリしました。なにしろ専門の速記者が筆稿したのでないため、表現の意味が解せないもの、文字や氏名の誤りのため、失礼をかえりみず、いちいち発表者に照会したりして約2カ月余も費しました。それでも決して諸兄諸姉のご満足をいただけるしろものではありませんが、今後も未完成の完成に希望を抱いて研鑽をつづけていきたいと思ひます。(M生)

大阪公衆衛生 NO.6

(季刊・会員配布)

昭和35年3月31日発行

編集者 朝倉新太郎
北田章
中矢喜男

発行者 奥川久弥

発行所 大阪市東区大手前之町
大阪府衛生部医務課内

大阪公衆衛生協会

Toshiba

診斷用 X 線裝置
 治療用 X 線裝置
 工業用 X 線裝置
 X 線管・整流管
 增感紙・螢光板
 X 線用附屬品各種



定 格 撮 影 60kVp 500mA 1秒
 透 視 95kVp 4mA 連続
 使用 X 線管 DR X-70 型 (油浸・回転陽極・二重焦点)
 使用整流管 K 33E 型 (全波整流方式)
 電 源 単相交流 200V 50 60⁰⁰

TOSHIBA 東 芝 TOSHIBA

SK 式 心 電 計
 直記式
 8 系統 脳 波 計
 12 系統
 血液等保存用恒温槽
 殺 菌 灯
 家庭電気器具各種

放射性同位元素照射装置
 放射線測定器各種
 放射線防護用具各種
 放射性物質遠隔操作装置
 放射線関係各種機器
 体 温 計

東芝放射線株式会社 大 阪 支 店

大 阪 市 北 区 伊 勢 町 六 番 地 電話 ② 3778~9・7804 番

京都出張所 京都市中京区堺町通蛸薬師1~1(東芝商事京都営業所内) 電話 ② 1018・1527 番
 神戸出張所 神戸市生田区北長狭通5の1(東芝商事神戸営業所内) 電話 ④ 4771~3 8335 番